阿武隈川国有林の地域別の森林計画書

（阿武隈川森林計画区）

計画期間　自　令和７年４月１日
　　至　令和17年３月31日

関 東 森 林 管 理 局

阿武隈川国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第７条の２第１項に基づき、同法第４条第１項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、阿武隈川森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和７年４月１日から令和17年３月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。

② ０は、単位未満のものである。

③ －は、該当がないものである。

阿武隈川森林計画区の位置図

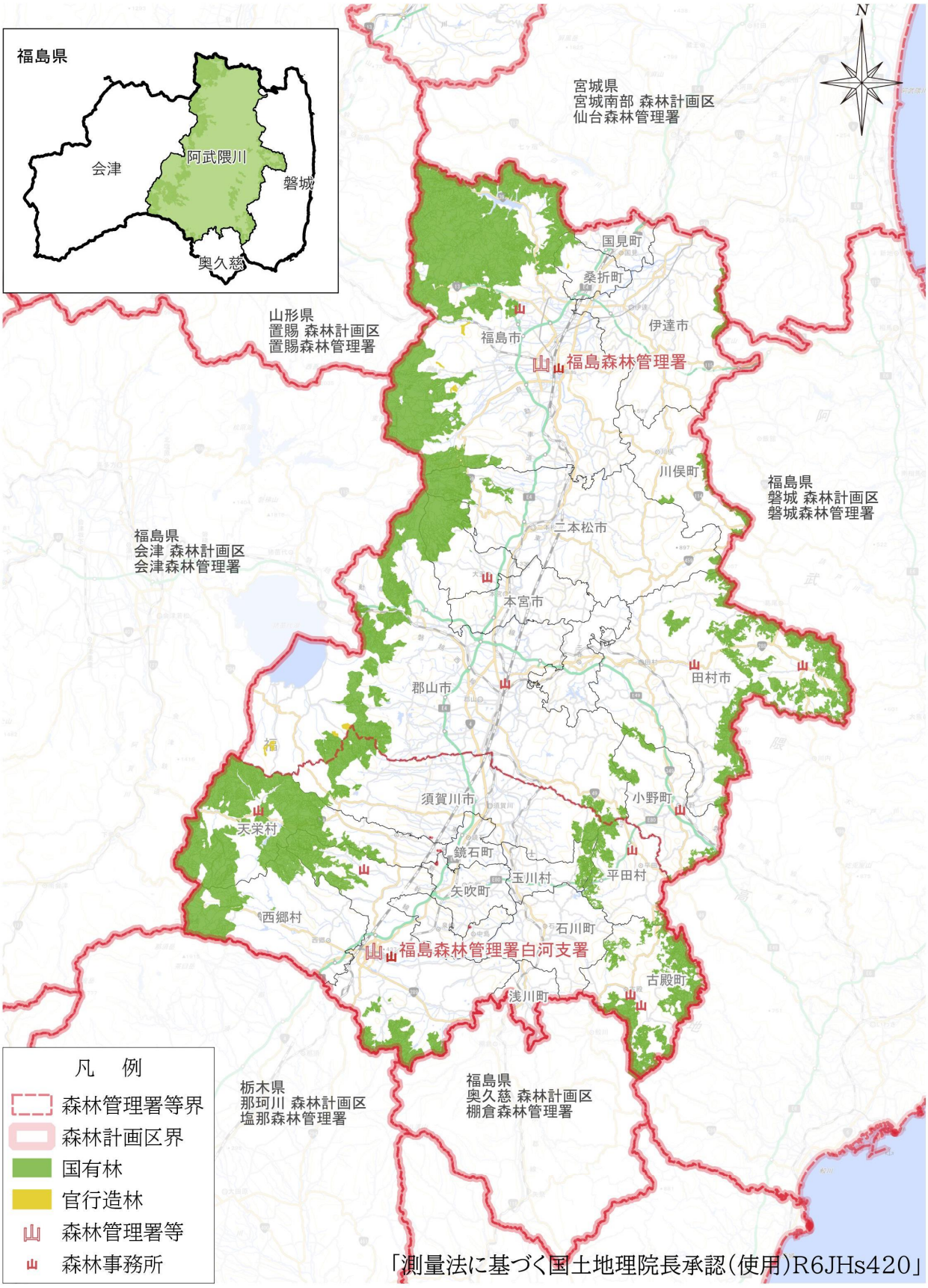

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6JHs420」

目　　次

Ⅰ　計画の大綱
１　森林計画区の概況…… 1
２　前計画の実行結果の概要及びその評価…… 6
３　計画樹立に当たっての基本的な考え方…… 8

Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域…… 9
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項…… 10
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項…… 10
（１）森林の整備及び保全の目標…… 10
（２）森林の整備及び保全の基本方針…… 12
（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等…… 14
２　その他必要な事項…… 14
第３　森林の整備に関する事項…… 15
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）…… 15
（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法…… 15
（２）立木の標準伐期齢…… 17
（３）その他必要な事項…… 17
２　造林に関する事項…… 18
（１）人工造林に関する事項…… 18
（２）天然更新に関する事項…… 19
（３）その他必要な事項…… 19
３　間伐及び保育に関する事項…… 20
（１）間伐の標準的な方法…… 20
（２）保育の標準的な方法…… 21
（３）その他必要な事項…… 21
４　公益的機能別施業森林の整備に関する事項…… 22
（１）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法…… 22
（２）その他必要な事項…… 24
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項…… 25
（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方…… 25
（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準
及び作業システムの基本的な考え方…… 25
（３）林産物の搬出方法…… 26
（４）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法…… 26
（５）その他必要な事項…… 26
６　森林施業の合理化に関する事項…… 27
（１）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針…… 27
（２）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針…… 27
（３）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針…… 27

（４）社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針…… 27
（５）その他必要な事項…… 27
第４　森林の保全に関する事項…… 28
１　森林の土地の保全に関する事項…… 28
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区…… 28
（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法…… 31
（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項…… 32
（４）その他必要な事項…… 32
２　保安施設に関する事項…… 33
（１）保安林の整備に関する方針…… 33
（２）保安施設地区の指定に関する方針…… 33
（３）治山事業の実施に関する方針…… 33
（４）その他必要な事項…… 33
３　鳥獣害の防止に関する事項…… 34
（１）鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法…… 34
（２）その他必要な事項…… 34
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項…… 35
（１）森林病害虫等の被害対策の方針…… 35
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）…… 35
（３）林野火災の予防の方針…… 35
（４）その他必要な事項…… 35
第５　計画量等…… 36
１　間伐立木材積その他の伐採立木材積…… 36
２　間伐面積…… 36
３　人工造林及び天然更新別の造林面積…… 36
４　林道等の開設及び拡張に関する計画…… 37
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画…… 40
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等…… 40
（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等…… 42
（３）実施すべき治山事業の数量…… 42
第６　その他必要な事項…… 43
１　保安林その他制限林の施業方法…… 43
２　その他必要な事項…… 51

別表１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法…… 52
別表２　鳥獣害防止森林区域…… 69
別表３　指定施業要件を定める場合の基準…… 70
別表４　指定施業要件における伐採の方法…… 72
別表５　自然公園区域内における森林の施業…… 73
別表６　砂防指定地等の森林の施業…… 74

附属参考資料

1　森林計画区の概況 …… 75
（1）市町村別土地面積及び森林面積 …… 75
（2）地況 …… 76
（3）土地利用の現況 …… 77
（4）産業別生産額 …… 78
（5）産業別就業者数 …… 79

2　森林の現況 …… 80
（1）齢級別森林資源表 …… 80
（2）制限林普通林別森林資源表 …… 86
（3）市町村別森林資源表 …… 87
（4）制限林の種類別面積 …… 90
（5）樹種別材積表 …… 93
（6）荒廃地等の面積 …… 94
（7）森林の被害 …… 94

3　林業の動向 …… 95
（1）森林組合及び生産森林組合の現況 …… 95
（2）林業事業体等の現況 …… 96
（3）林業労働力の概況 …… 97
（4）林業機械化の概況 …… 97
（5）作業路網等の整備の概況 …… 97

4　前期計画の実行状況 …… 98
（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積 …… 98
（2）間伐面積 …… 98
（3）人工造林及び天然更新別面積 …… 98
（4）林道の開設及び拡張の数量 …… 98
（5）保安林の整備及び治山事業に関する計画 …… 99

5　林地の異動状況（森林計画の対象森林） …… 100
（1）森林より森林以外への異動 …… 100
（2）森林以外より森林への異動 …… 100

6　森林資源の推移 …… 101
（1）分期別伐採立木材積等 …… 101
（2）分期別期首資源表 …… 102

7　主伐（皆伐）上限量の目安量（年間） …… 102

Ⅰ　計画の大綱

1　森林計画区の概況

（1）位置及び面積

当計画区は、福島県中央部の中通り地方に位置し、阿武隈川広域流域に属している。東は磐城森林計画区、西は会津森林計画区、南は奥久慈森林計画区及び栃木県の那珂川森林計画区、北は宮城県の宮城南部森林計画区及び山形県の置賜森林計画区にそれぞれ接し、福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、須賀川市、白河市、本宮市の８市と伊達郡の３町、安達郡の１村、岩瀬郡の１町１村、西白河郡の１町３村、石川郡の３町２村、田村郡の２町を合計した８市10町７村を包括している。

当計画区の総面積は、477千haで福島県面積の35％を占めている。森林面積は271千haで、うち国有林は92千haであり、森林面積の34％を占めている。

（2）自然的背景

ア　地勢

（ア）山系

当計画区の主な山系は、西部の奥羽山脈と東部の阿武隈山地（阿武隈高原又は阿武隈高地ともいう。）に大別され、これらの山地に囲まれた平野部には福島盆地、郡山盆地、白河盆地などが開け都市化が進んでいる。

西部の奥羽山脈には、東吾妻山(1,975m)、安達太良山(1,700m)、二岐山(1,544m)、額取山(1,009m)等の諸峰が南北に連なり、東日本火山帯の一部である那須火山群の三本槍岳(1,917m)に続き、日本の中央分水嶺を形成する起伏に富んだ山岳地帯である。

東部の阿武隈山地には、霊山(825m)、花塚山(918m)、日山(1,054m)、大滝根山(1,192m)、芝山(992m)等の山並みが南北に連なっている。

これらの山系は、地域のシンボルとして美しい景観を形成しているほか、日本百名山に数えられる名高い山も多く、登山愛好家等に親しまれ人気が高い。また、これらの山系に生育している森林のうち、奥地の森林は、自然度の高い天然生林が広域に保存されていることから、自然環境の維持・保全が求められている。都市近郊に生育している森林は、生活環境の保全や森林とのふれあいの場としての活用が期待されている。

（イ）水系

当計画区の主な水系は、那須火山帯北部を源とし、本計画区の中央を緩やかに北流した後、宮城県を経て太平洋へ注ぐ阿武隈川が最大である。この阿武隈川には、奥羽山脈を源とする摺上川、五百川、釈迦堂川等と阿武隈山地を源とする移川、大滝根川、北須川等の中小各支流が合流している。

また、阿武隈川に合流せずに東流した後、直接太平洋へ注いでいる河川は、阿武隈山地の大滝根山を源とする夏井川、鮫川村を源とする鮫川がいわき市を経て太平洋へ、田村市を源とする高瀬川が浪江町を経て太平洋へそれぞれ注いでいる。

当計画区の南西部（那須北部）に位置する大白森山、鎌房山等を源とする鶴沼川は、会津地方に西流し阿賀川（大川）に合流した後、新潟県に入り阿賀野川と名称を変更し新潟市を経て日本海に注いでいる。

国有林を始めとするこれら河川上流域の森林地帯は、中通り地方の農山村部を始め、下流域の各都市部の生活用水、工業・農業用水の水源地として重要な役割を果たしている。

イ　地質及び土壌

（ア）地質

当計画区の地質は、東部の阿武隈山地では、古期花崗閃緑岩及び花崗岩が多く分布しているが、一部残丘状の高い山では斑れい岩、石灰岩等も見られる。

北東部の霊山地区では、玄武岩質集塊岩が、古殿町、石川町では結晶片岩（熱と圧力を受けた変成岩）の分布が見られる。

西部の奥羽山脈から那須火山帯の脊梁部では、石英安山岩類や安山岩が分布し、山麓一帯の大部分は新期火山砕屑物、花崗閃緑岩及び新第三紀の中・下部層が占め、猪苗代湖東岸に川桁山断層などがおおむね南北に走っている。

平坦部は、洪積層及び沖積層が主であり第三紀層が点在している。

南部の表郷地区では、八溝山系より続く古生層が大部分を占めているが、一部には花崗岩が見られる。

急峻な地形や火山砕屑物の堆積地、断層の走っている地域等において、土地の形質の変更を行う場合には、国土保全・林地保全に十分配慮する必要がある。

（イ）土壌

当計画区の土壌は、褐色森林土が大部分を占め、一部に黒色土やその他の土壌が分布している。

花崗岩類を母材とした土壌は、腐植の浸透が浅く腐植量の少ないものが多い。また、緩斜面では下層が緻密で理学性の劣る土壌が多く、急斜面ではＡ層が浅く礫に富んだものが多い。

古生層又は結晶片岩を母材とする土壌は、理学性に富み適潤性の土壌が多く見られる。

第三紀層の砂岩又は凝灰岩を母材とする土壌は、全般的に適潤性の土壌が多く見られる。

黒色土は、主に那須火山群の二岐地区、安達太良火山群の玉ノ井・岳地区、吾妻火山群の土湯地区等の山麓緩傾斜地に分布しており、火山灰を母材とした残積土で偏乾性土壌となっている。

ポドゾル・ポドゾル化土壌は、吾妻・安達太良火山群の標高1,100ｍ以上の平坦部や沢に突出した小尾根、北西面の痩せ尾根等に多く分布している。

一般的に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、酸性の強いポドゾル・ポドゾル化土壌などに生育する森林は、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業を見合わせる等の配慮が必要である。

ウ　気候

当計画区の気候は、おおむね太平洋側気候に属し内陸側気候で、西部の奥羽山脈は標高1,700ｍ前後、東部の阿武隈山地は標高1,000ｍ前後であり、これらの山地に囲まれた中央部の盆地により形成されていることから、気温、降水量、積雪量など地域差も見られるが、おおむね夏季に高温多雨、冬季は乾燥している傾向にある。

北部の福島市や伊達市の年平均気温は、13.9℃前後、年間降水量は1,160㎜前後、東部の田村市や小野町では年平均気温は11.4℃前後、年間降水量は1,145㎜前後、中央部の郡山市や二本松市では年平均気温は13.1℃前後、年間降水量は1,143㎜前後、南部の白河市では年平均気温は12.3℃、年間降水量は1,384㎜、西部の天栄村では年平均気温9.6℃、年間降水量は1,553㎜となっており、積雪量が観測されているのは、福島市、白河市、天栄村である。

また、冬季から早春にかけて「吾妻おろし」、「那須おろし」と呼ばれる冷たく乾いた強い西風が吹き下ろし、幼齢造林地においては寒風害を受けることがある。

エ　森林の概況

当計画区は、太平洋側植生域から日本海側植生域へ移行する地域まで広範で多様な森林形態を有している。また、火山の影響による高山帯の低標高化や亜高山帯植生の発達、里山的な二次林及び古くから造成されてきた人工林が、それぞれの樹種の特性に応じた立地に生育している。

このような森林の多様さを背景に、生物多様性の豊かさを示す１つの指標であるクマタカやオオタカ等の希少な森林性猛禽類の生息が確認されている。今後とも人工林の適切な森林整備を行いつつ、生物多様性の保全、維持・向上との両立を目指すこととする。

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

（ア）人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約37千haで立木地面積の42％を占め、樹種別にはスギ33％、アカマツ31％、ヒノキ11％、その他25％となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級（１～20年生）が７％、Ⅴ～Ⅷ齢級（21～40年生）が８％、Ⅸ齢級以上（41年生～）が85％となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

生育状況は、全般的にスギ、ヒノキは良好であるが、アカマツは広葉樹の侵入が多く見られる地域や、低標高域において松くい虫被害が依然として確認されている状況にある。また、標高1,000ｍ以上の箇所に植栽されたカラマツは、気象や土壌等の自然条件が厳しいため一部に生育不良な林分が見られる。

（イ）天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約50千haで立木地面積の58％を占め、生育は中庸である。

アカマツ、コナラ、クリ等を主とした二次林は、阿武隈山地の広範囲や奥羽山脈の里山地帯に広く分布している。奥羽山脈の山地帯にはブナ林が、高標高域にはコメツガ、アオモリトドマツ、シラベ等を主とした亜高山性針葉樹林が広く保存されており、生育状況は良好である。

なお、阿武隈山地南部地域の国有林及び民有林の一部にはナラ枯れの発生が見られることから、森林の巡視、適切な防除対策の実施等に努めることとする。

（３）社会経済的背景

ア　人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、1,053千人で県人口の60％を占めているが、ほとんどの市町村が減少傾向にある。

産業別の就業者数の割合は、第１次産業が６％、第２次産業が29％、第３次産業が62％、分類不能が３％となっており、県平均とほぼ同様の傾向を示している。

イ　土地の利用状況

当計画区の総面積477haのうち、森林は57％（271千ha）を占めているが、森林率は県平均に比べ低くなっている。また、農耕地が10％、宅地が６％、その他が27％となっている。

ウ　交通網

当計画区の交通網は、ＪＲ東北新幹線及び東北本線、東北自動車道、国道４号が交通の大動脈として南北を縦貫し、首都圏と宮城県及び岩手県を結び、福島市からＪＲ山形新幹線及び奥羽本線、国道13号により山形県と結ばれている。

郡山市からは、ＪＲ磐越東線、磐越西線及び水郡線、国道49号が東西を縦貫し、茨城県、新潟県等と結ばれている。

また、国道114号、115号、118号、288号及び289号の各路線が阿武隈山地から奥羽山脈を東西に縦貫し、国道349号、399号が阿武隈山地を南北に走り、更に各地域の地方道と結ばれ、本地域の生活環境、経済活動の向上に寄与している。

さらに、東北中央自動車道が相馬～福島～米沢間を結び、あぶくま高原道路が東北自動車道と磐越自動車道をつなぐ路線として物流の活性化及び福島空港へのアクセス道路として利便性が向上している。

エ　地域産業の概況

福島市は、第３次産業が中心であり、周辺の県北地域の町村は、果樹園等の地場産業経営を主体に行っている。

二本松市は、家具、木工、醸造等の産業が盛んである。

阿武隈北部、安達地区では、稲作を主体とし畜産や野菜栽培と組み合わせた農業経営が行われている。

郡山市、須賀川市及びその周辺は、高度技術集積都市を目指して先端技術産業の拠点づくりに取り組み、工業及び商業の産業基盤整備が進められ、近年は医療、福祉機械等の高度技術産業も進んでいる。

阿武隈高原地域では、農業基盤整備が進められ田村市を中心として葉たばこ栽培、畜産、酪農が行われている。

白河市及びその周辺は、首都圏に近く新幹線、高速道路の高速交通体系の整備等によって、電気機器、ゴム、機械工業等の第２次産業が進展している。農業では、稲作、野菜、葉たばこ等が栽培されている。

オ　林業・林産業の概況

当計画区の民有林は、気象や土壌等の自然条件や林道の開設等の社会的条件に恵まれた地域を中心にスギやアカマツを主とした人工林造成が進み、人工林率は42％に達している。また、森林保有状況は、私有林85％、公有林10％、その他５％となっている。

森林組合は６組合あり、造林、保育、林産事業等を通じ、地域振興、林産業振興に重要な役割を果たしている。

スギを中心とした林業地域としては、古殿町、小野町が挙げられ、アカマツの産地としては、通称「岩瀬マツ」として知られる岩瀬地方等がある。原木しいたけの生産が盛んな地域として伊達市、白河市、田村市等があるが、福島第一原子力発電所の事故の影響により一部地域で出荷制限があるため生産量は減少している。田村市、小野町、古殿町、矢吹町等では木炭の生産が行われている。

木材関連産業は、製材工場を始めプレカット工場、集成材工場、丸太加工工場等が各地区で操業されている。

2　前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半５か年分（令和２年度～令和６年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和６年度は、実行予定を計上した。）

（１）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

林道等の開設計画に合わせて伐採を計画しており、集中豪雨等の被災により林道等の開設が計画どおり進まなかったことから主伐・間伐ともに計画量を下回った。

単位　材積：m^3　面積：ha

区　分	前計画の前半５か年分		実行結果	
	主　伐	間　伐	主　伐	間　伐
伐採量 （間伐面積）	891,800	553,000 (6,119)	532,483	374,416 (2,423)

（２）人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、主伐箇所の実行量の減少や計画の一部を天然更新に切り替えたことから計画量を下回った。

天然更新は、一部で更新完了基準を満たさず経過観察を必要とすることから計画量を下回った。

単位　面積：ha

区　分	前計画の前半５か年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	2,375	58	751	48

（３）林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設、拡張ともに適切な森林整備に必要とされる路線を計画したが、優先的に開設及び拡張（改良）が必要な路線の実行にとどまり計画量を下回った。

単位　開設：ｍ　拡張：路線数

区　分	前計画の前半５か年分		実行結果	
	開　設	拡　張	開　設	拡　張
林　道	157,050	35	4,820	9
うち林業専用道	157,050	－	4,714	2

（４）保安林の整備及び治山事業の数量

保安施設については、令和元年に襲来した台風19号による災害復旧を優先的に実施したため、計画地区数を下回った。また、本数調整伐による保安林の整備は、１地区実施した。

単位　地区数

区　分	前計画の前半５か年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	67	－	13	－

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとする。

この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する森林等の汚染への対応については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）等に基づく関係機関と連携した除染の実施や国有林野における放射性物質の分布状況の調査に加え、地域の森林・林業の再生に向けて、間伐等の森林整備、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位　面積：ha

区分		面積	備考
総数		91,906.28	
市町村別内訳	福島市	30,373.50	福島森林管理署　県北地域
	二本松市	2,385.45	〃
	伊達市	513.15	〃
	桑折町	400.16	〃
	川俣町	821.86	〃
	大玉村	2,818.63	〃
	郡山市	9,870.16	県中地域
	田村市	9,847.36	〃
	小野町	970.66	〃
	須賀川市	2,682.69	福島森林管理署白河支署　〃
	天栄村	13,672.26	〃
	玉川村	681.90	〃
	平田村	1,282.76	〃
	古殿町	6,156.21	〃
	白河市	5,005.60	県南地域
	西郷村	4,423.93	〃

（注）　１　計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

２　森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局、福島森林管理署及び福島森林管理署白河支署とする。（ただし、森林管理局以外は、当該森林管理署等の管轄する区域のみ。）

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリ エーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

なお、地球環境保全機能については、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

ア　水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ　山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ　快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ　保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した

施設が整備されている森林

オ　文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ　生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ　木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（2）森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。

各機能の高度発揮を図るため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再造林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病害虫や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、以下のとおり定める。

ア　水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存在する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ　山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ　快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全

を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。

エ　保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ　文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ　生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ　木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位　面積：ha

区　分		現　況	計画期末
面積	育成単層林	34,014.16	27,518.46
	育成複層林	5,646.56	11,614.20
	天然生林	47,268.04	49,130.01
森林蓄積 ㎥／ha		190	184

（注）1　育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

（1）育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為※1により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という。）。

（2）育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層※2を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という。）。

（3）天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という。）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2　現況については、令和６年３月31日現在の数値である。

2　その他必要な事項

特になし。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林施業に当たっては、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の範囲内で必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないよう、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア　育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

a　自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、１か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。

b　連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。

c　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。

d　林地の保全、渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。

e　利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残する。

f　主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。

g　アカマツの天然下種更新やコナラ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等

について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ　育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a　択伐

- 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30％以内（伐採後に人工造林により更新する場合は40％以内）とする。
- 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努める。
- 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b　複層伐

- 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、１伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね１ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の２倍以内とする。また、伐採率は、原則として50％以内とする。
- 林地や渓畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ　天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

a　主伐については、ア及びイで定める事項による。

b　国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

（2）立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地　　区	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	針葉樹 (その他)	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
郡山市湖南地区を除く全域	45	50	40	40	55	15	65	20
郡山市湖南地区	45	50	45	45	55	15	65	20

（注）「広葉樹（その他）」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

（3）その他必要な事項

特になし。

2　造林に関する事項

（1）人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してからおおむね２年以内に効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

ア　人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たっては、可能な限り特定苗木やその他の花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木等）の増加に努める。

イ　人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

ａ　地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

ｂ　植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

ｃ　人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、保安林の指定施業要件で植栽本数の下限が定められている場合は、その本数以上とする。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、２年以内とする。

エ　鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備等を推進する。

（2）天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア　天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえた有用天然木又は高木性の天然木とする。

イ　天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a　地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b　刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c　植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行う。

d　芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第１類	搬出又は地表処理完了後３年目	樹高30cm以上の有用天然木及び高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第２類	搬出完了後５年目	
ぼ　　う　　芽	搬出完了後３年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

（注）１　天然下種第１類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。

２　天然下種第２類：天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。

３　ぼ　　う　　芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

（3）その他必要な事項

特になし。

3　間伐及び保育に関する事項

（1）間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や林冠がうっ閉する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

なお、樹冠疎密度が10分の８以上の林分を対象とし、間伐率は材積比35％を超えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の８を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起 算して、おおむね５年後において、その森林の樹冠の密度が10分の８以上に回復することが確実 と認められる範囲内の伐採率とする。

樹　　種	間 伐 時 期（年）					間 伐 の 方 法
	初回	２回目	３回目	４回目	５回目	○　風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。 ○　間伐率は、材積比20～35％とする。
ス　　ギ	25	35	(45)	(55)	(65)	
ヒ ノ キ	30	40	(50)	(65)		
アカマツ	30	40	(50)	(65)		
カラマツ	30	40	(50)	(65)		

（注）（　）は、長伐期施業に適用する。

（2）保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、下表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△				△		→
ヒノキ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐							←		△					△	→
アカマツ カラマツ	下刈	←			→											
	つる切					←		△				△				→
	除伐						←		△					△		→

（注）1　本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行う。

2　下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。

3　つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。

4　実行に当たっては、次の点に留意する。

（1）下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

（2）除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行う。

（3）2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。

5　天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施する。

（3）その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

4　公益的機能別施業森林の整備に関する事項

（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表１のとおり定める。

ア　公益的機能別施業森林の区域

①　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

②　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

（ア）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

（イ）快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

（ウ）保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

③　①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域

別表１の３のとおり定める。

イ　公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

① 水源涵養機能	次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進 （ア） 地　形 a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 渓床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 （イ） 気　象 a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 （ウ） その他 大面積の伐採が行われがちな地域
② 山地災害防止機能／土壌保全機能	次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 （ア） 地　形 a 傾斜が急な箇所 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 （イ） 地　質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 c 破砕帯又は断層線上にある箇所 d 流れ盤となっている箇所 （ウ） 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所 b 土層内に異常な帯水層がある箇所 c 石礫地からなっている箇所 d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所
③ 快適環境形成機能	次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 （ア） 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 （イ） 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 （ウ） 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
④ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（（エ）については、択伐による複層林施業に限る。） （ア） 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 （イ） 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの

	（ウ） ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 （エ） 希少な生物の保護のため必要な森林

注：②～④までにあっては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

（2）その他必要な事項

特になし。

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、林道、林業専用道、森林作業道からなるものとし、その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や排水施設の適切な設置等を推進する。

既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状

単位　延長：km

区　　分	路　線　数	延　　長
基幹路網	172	456
うち林業専用道	15	28

（注）現状については、令和６年３月31日現在の数値である。

（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位　路網密度：m／ha

区　分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	
急 峻 地（35°～　　）	架線系作業システム	5以上	5以上

（注）１　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等

を移動させて木材を吊り下げて集積するシステムをいう。タワーヤーダ等を活用する。

2　「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3　「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

（3）林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形等の条件に応じた集材方法及び使用機械を選択するなど、適切なシステムを選択する。

特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を来す場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設は避け、架線によることとするなど十分に配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合は、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

（4）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

（5）その他必要な事項

特になし。

6　森林施業の合理化に関する事項

（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業経営体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営体の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営体の育成に取り組む。

（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、安全を確保しつつ森林施業の効率化、作業の省力化・労働強度の軽減を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業経営体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努める。

（3）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として進める間伐等の森林整備に伴い生産される間伐材等については、建築用材を始め合板や集成材、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した原木を安定的に供給し得る体制の整備に努める。その一環として、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「システム販売」など、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

（4）社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組む。

（5）その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、公益的機能維持増進協定の締結による森林の整備、森林共同施業団地の設定、民有林と国有林が連携したシステム販売等を推進する。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位　面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考（該当する保安林種等）
市町村	区域（林班）			
福島市	(26～29)、30、(31)、32～36、(37～38)、39、(41)、42～44、(45)、46、(47)、(48)、49～52、(53)、(54)、55～58、(59)、60、(61)、(62)、63、(64～67)、68～80、(81)、82～84、(87)、(90)、91、(92～95)、96～133、135～140、(143)、(147)、148、149、(150)、(152～154)		水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 なだれ危険防止 落石の危険防止	水かん　23,608.16 土流　1,459.18 土崩　63.26 なだれ　99.34 落石　4.65 砂防　2,732.21
	計	25,506.83		
郡山市	(201～202)、203～205、(206)、207、(208～210)、211～214、(215)、(217～218)、(221)、(229～232)、233、(234～236)、(239)、240～245、(246)、(322～323)、(325～328)、(426～429)、(476～477)		水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干害の防備	水かん　4,717.83 土流　373.35 土崩　29.21 干害　111.26 砂防　25.30
［中野官造］	5			
	計	5,509.03		
白河市	(1002～1003)、(1005～1008)、(1010～1016)、1017、(1018)、(1043～1046)、1047、(1050)、1051、(1052～1057)、1058、(1059～1062)、(1164)		水源の涵養 土砂流出の防備	水かん　3,222.10 土流　93.07 砂防　9.86
	計	3,539.57		
須賀川市	(1201～1204)、(1401～1404)、1405～1409、(1412)、(1413)		水源の涵養 土砂流出の防備	水かん　1,481.51 土流　52.72 砂防　7.39
［滝官造］ ［長沼官造］	1 6、7			
	計	1,582.26		

単位　面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考（該当する保安林種等）
市町村	区域（林班）			
二本松市	(9)、(12～18)、19、(20)、(21)、(166)		水源の涵養 土砂崩壊の防備 落石の危険防止	水かん　818.49 土崩　1.61 落石　1.80 砂防　7.35
	計	1,063.66		
桑折町	155～156		水源の涵養 土砂崩壊の防備	水かん　377.39 土崩　22.54
	計	399.93		
伊達市	157～158		土砂流出の防備	土流　513.15
	計	513.15		
川俣町	(159～162)、(164～165)、(167)		水源の涵養 土砂流出の防備 干害の防備	水かん　528.72 土流　103.95 干害　23.39
	計	656.24		
大玉村	(2～3)、(7)、8、(9～11)		水源の涵養 土砂流出の防備	水かん　948.57 土流　25.16 砂防　1.91
	計	1,128.62		
天栄村	1067、(1068～1069)、1070、(1071～1073)、1074～1075、(1076～1078)、1079～1086、(1087)、1088、(1089)、1090～1091、(1092)、1093～1107、(1108)、1109～1115、(1116～1117)、1118～1121、(1128～1132)、1133～1135、(1137)、1140、(1141～1143)、1144～1148、(1149～1150)、1151～1156、(1157～1161)		水源の涵養 土砂流出の防止 土砂崩壊の防備	水かん　10,406.11 土流　870.98 土崩　6.54 砂防　241.54
	計	11,344.69		
平田村	(1207～1212)、(1217)、(1219)、(1226)、(1227)			
	計	202.16		
西郷村	(1019～1020)、1021、(1022)、1023～1030、(1031)、1036、(1037～1040)、1041、(1042)		水源の涵養 土砂流出の防備	水かん　1,293.93 土流　2,396.23 砂防　19.27
	計	3,760.70		
古殿町	(1221～1222)、(1224)、(1229)、(1237～1238)、(1240～1242)、		土砂流出の防備	土流　41.42 砂防　4.74

単位　面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考 (該当する保安林種等)
市町村	区域（林班）			
	(1246～1250)、(1252～1254)、(1257)、(1259)、(1264～1265)			
	計	269.79		
小野町	(314～317)、(319～322)		水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備	水かん　603.82 土流　17.22 土崩　1.17
	計	631.00		
玉川村	(1202)、(1205)、(1213)、(1215～1216)			
	計	81.64		
田村市	(247～248)、249、(250 ～ 255)、(257 ～ 258)、(260 ～ 263)、(265)、(267 ～ 274)、(277 ～ 278)、(280)、281、(282～284)、(286～288)、(293)、(295～296)、(298)、(300)、(302 ～ 304)、(307 ～ 308)、309、(310)、(311)		水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干害の防備	水かん　1,471.32 土流　238.17 土崩　1.80 干害　11.54 砂防　2.51
	計	2,317.64		
総数		58,506.91		

（注）１　市町村欄の［　］は公有林野等官行造林地である。（官行造林地がない場合は削除）

２　区域欄の数字は林班で、（　）書は林班の一部であることを示す。

３　本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略称	該当する保安林種等	略称	該当する保安林種等
水かん	水源かん養保安林	なだれ	なだれ防止保安林
土流	土砂流出防備保安林	落石	落石防止保安林
土崩	土砂崩壊防備保安林	砂防	砂防指定地
干害	干害防備保安林		

（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位　面積：ha

区　分		森林の所在	面　積	搬出方法
総　数			367.24	
市町村別内訳	福島市	31ホ2、31ト1、31ト8、31ト9、35ロ1、36イ1、36イ3、36イ5～7、38ゆ、41ロ1、51イ、52イ、54つ、55は2、55ロ1～2、60ハ3、62り3、63た、67お～ま、76ロ1、84イ7、90わ、135た2、143わ、143か2～3	80.26	原則架線集材とする。※
	郡山市	208そ、208つ2、208ら、208き1、214い3、214ぬ、214よ、218ぬ、218よ、218そ～ね、218ら、221わ、229な、230よ、234ろ2、234ち、234そ、235む、426ら、429お2～3、429や2	74.00	
	白河市	1061り2	0.59	
	須賀川市	1412に、1412イ	2.59	
	川俣町	167か、167そ、167ロ4	7.84	
	天栄村	1069る1、1069か、1069よ、1069つ、1071た2、1072の2、1072く1、1073と2、1078は、1078に1、1078に3、1078へ～と、1078り、1078イ1～2、1079に、1084ろ、1088イ、1089ロ、1147ち1	195.33	
	西郷村	1039ほ3	4.00	
	古殿町	1250い、1259つ3、1259え	1.13	
	田村市	271ね	1.50	

注　森林の所在は、林班、小班等により表示するものとする。

※　当該小班のうち急傾斜地に該当せず、地質や相対的な地形等から判断して森林作業道を開設しても崩壊や土砂流出等のおそれがないと判断できる範囲で作業を行う場合は、車両系による集材を可能とする。

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、福島県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

（４）その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2　保安施設に関する事項

（1）保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第２－１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

（2）保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

（3）治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第２－１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

ア　山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ　森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ　流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、渓流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組と連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

（4）その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3　鳥獣害の防止に関する事項

（1）鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア　区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表２のとおり定める。

イ　鳥獣害の防止の方法

鳥獣被害の防止については、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、わな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）並びにセンサーカメラによる生息状況等のモニタリングの実施、防護柵、幼齢木保護具、剥皮防止帯の設置等による植栽木の保護措置を実施し、鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工夫を図りながら設置コストの抑制に努める。

当計画区では、南西部地域の白河市、西郷村及び天栄村において深刻な林業被害は確認されていないが、一部地域において幼齢木の剥皮、食害が確認されていることから、継続的に生息状況調査を実施し、低密度な生息状況のうちから有効な捕獲等に向けての対策を推進する。

（2）その他必要な事項

特になし。

4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（1）森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等との連携を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、当計画区の南東部及び北部地域の一部の国有林及び民有林で発生が確認されていることから、立木くん蒸による被害木処理や防除（粘着）シートの設置に取り組んでいるが、民有林とも連携して情報共有や被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進する。

（2）鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

当計画区の国有林においては、対象鳥獣以外による森林被害は確認されていないものの、阿武隈山地においてツキノワグマの複数の目撃情報があることから、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化するとともに、被害が発生した場合は、地方公共団体など関係機関と連携し、効果的な被害の防除対策に努めることとする。

（3）林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

（4）その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害、豪雨災害や風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止対策の実施に努める。

第５　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位　材積：千㎥

区　分	総　数			主　伐			間　伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総　数	2,983	2,890	92	1,458	1,390	68	1,525	1,501	26
うち前半５年分	1,508	1,460	47	745	710	35	763	751	13

（注）単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

２　間伐面積

単位　面積：ha

区　分	間伐面積
総　数	16,551
うち前半５年分	8,073

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区　分	人工造林	天然更新
総　数	5,472	2,182
うち前半５年分	2,554	1,951

4　林道等の開設及び拡張に関する計画

単位　延長：m　面積：ha

開設拡張別	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考(林班)
開設	総数			16路線	40,920	2,227	20,480		
	自動車道	林業専用道	大玉村	大塚平	2,680	235	2,680	①	1
			計	1路線	2,680	235	2,680		
			郡山市	山田原	7,500	300	4,000	②	209外
				山田原支線	4,000	100	－	③	209外
			計	2路線	11,500	400	4,000		
			小野町	和名田	4,000	400	2,000	④	317
			計	1路線	4,000	400	2,000		
			天栄村	丹波楯山支線	2,280	144	1,600	⑤	1063外
				鬼面山	1,860	56	1,860	⑥	1076
				一本木	1,720	202	1,720	⑦	1137外
				牧本	2,850	56	－	⑧	1076
			計	4路線	8,710	458	5,180		
			古殿町	美沢支線	1,400	119	1,400	⑨	1245外
				滝ノ平・中の松	80	62	80	⑩	1257
				滝ノ平	1,500	59	1,500	⑪	1257
				小名沢	1,250	62	－	⑫	1260外
			計	4路線	4,230	302	2,980		
			白河市	黄金沢	2,640	88	2,640	⑬	1004外
				隈戸	3,110	200	1,000	⑭	1054外
				梁森第一	1,640	84	－	⑮	1002
				荒金沢	2,410	60	－	⑯	1016
			計	4路線	9,800	432	3,640		

（注）開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位　延長：m　面積：ha

開設拡張別	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考(林班)
拡張	総数			36路線	6,215		6,215		
	自動車道(改良)	林道／林業専用道	福島市	菱川	500		500		65外
			計	１路線	500		500		
			郡山市	安子ヶ島	150		150		219外
				桧沢	25		25		223
				程ケ沢	60		60		216外
			計	３路線	235		235		
			田村市	馬酔木沢支線	50		50		260
				大槻	100		100		295
			計	２路線	150		150		
			天栄村	牧本	330		330		1075外
				奥西部	60		60		1156
				藤沢	60		60		1084
				丹波楯山	35		35		1064
			計	４路線	485		485		
			古殿町	大風支線	30		30		1240外
				小松川	120		120		1248
				蛇口	40		40		1249
				小名沢	500		500		1259外
				スマキ	150		150		1250外
			計	５路線	840		840		
			白河市	梁森	20		20		1002
				木戸ケ入	50		50		1008
				柳橋	30		30		1012
				荒金沢	20		20		1018
				横道	80		80		1053外
				隈戸	200		200		1055
				田之沢	30		30		1059外
				丹波楯山	35		35		1062
			計	８路線	465		465		
			西郷村	真名子	20		20		1038
			計	１路線	20		20		

単位　延長：m　面積：ha

開設拡張別	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考(林班)
拡張	自動車道(舗装)	林道／林業専用道	大玉村	小高倉	100		100		5
				大塚平	100		100		1
				二ツ橋	50		50		1・2
				寺沢	50		50		4・5
				額石川	50		50		1
			計	５路線	350		350		
			郡山市	鞍手山	50		50		230
				高簗	500		500		202外
			計	２路線	550		550		
			古殿町	スマキ	300		300		1252
				馬場	120		120		1260外
			計	２路線	420		420		
			白河市	金山	50		50		1008
				赤仁田	150		150		1048
			計	２路線	200		200		
			西郷村	甲子	2,000		2,000		1032
			計	１路線	2,000		2,000		

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半５年分	備考
総数（実面積）	67,688.18	58,579.12	
水源涵養のための保安林	61,401.34	51,139.99	
災害防備のための保安林	7,319.26	6,936.21	
保健・風致の保存等のための保安林	4,292.75	4,284.73	

（注）1　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2　水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3　災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止、落石防止の各保安林。

4　保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

②　計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位　面積：ha

指定解除	種類	森林の所在		面積	うち前半５年分	指定又は解除を必要とする理由
		市町村	区域（林班）			
指定	総数			10,645.86	2,035.54	
	水かん	計		10,262.81	1,662.04	水源の涵養
		福島市	65～67、85、86、88、134	1,397.89	-	
		二本松市	15、16、21、22、166	549.98	226.37	
		川俣町	163	90.90	90.90	
		大玉村	1～5、7	1,309.41	660.49	
		郡山市	215～219、232～234、236～237、323～324、428～429	1,562.33	192.41	
		田村市	251～254、256～261、271、273、275～280、283、284、286、287、289～296、301～304、312、313	4,876.06	235.00	

		小野町	317、322	184.91	－	
		天栄村	1072	77.53	77.53	
		古殿町	1265	34.46	－	
		白河市	1046、1047、1050、1053、1054	179.34	179.34	
	土流	計		381.55	373.00	土砂の流出の防備
		福島市	143	81.63	81.63	
		二本松市	21	3.42	－	
		川俣町	167	1.10	1.10	
		郡山市	235	255.77	255.77	
		須賀川市	1410	1.95	1.95	
		天栄村	1063、1072	11.60	11.60	
		古殿町	1236、1238、1249	21.70	16.57	
		白河市	1061	4.38	4.38	
	土崩	計		1.50	0.50	土砂の崩壊の防備
		古殿町	1252	0.50	0.50	
		白河市	1056	1.00	－	
解除	総数			1.46	－	
	水かん	計		1.46	－	土石の採取
		白河市	1002、1003	1.46	－	

（注）本表の種類欄に記載した略称は以下のとおりである。

略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林
土流	土砂流出防備保安林
土崩	土砂崩壊防備保安林

（2）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

（3）実施すべき治山事業の数量

単位　地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域（林班）		うち前半5年分		
福島市	30、32、60、65、66、72、83、84、86、87、88、114、127、129、130、131、132、134、135、154	20	11	渓間工 山腹工	
二本松市	10	1	1	渓間工	
伊達市	157	1	－	渓間工	
桑折町	156	1	1	山腹工	
大玉村	1、5	2	2	渓間工	
郡山市	202、218、229、234、235、426、427、476	8	4	渓間工 山腹工	
田村市	266、303	2	1	渓間工	
須賀川市	1401、1402、1404、1407、1411、1412、1413	7	2	渓間工	
天栄村	1063、1064、1067、1069、1070、1071、1072、1073、1074、1075、1077、1079、1082、1085、1089、1095、1097、1099、1113、1114、1132、1142、1152	23	14	渓間工 山腹工	
古殿町	1231、1241、1242、1248、1257、1259、1265	7	2	渓間工 山腹工	
白河市	1007、1015、1017、1051、1053、1054、1055、1056、1058、1059、1060、1061、1164	13	10	渓間工 山腹工	
西郷村	1020、1021、1022、1023、1024、1028、1029、1036、1037、1039、1040、1041、1042	13	6	渓間工 山腹工	
合計		98	54		

第６　その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

単位　面積：ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施業方法	備　考 （重複制限林）
	市 町 村	区 域（林班）			
水　か　ん	総　数		49,477.95	別表３、４のとおり	
	福　島　市	26～38、42～58、60～64、67～76、78～84、87、90～133、135～140、148、149、152、153	23,608.16		保健林　1,474.37 砂防指定　2,064.85 国立特保　794.91 国立特１　612.98 国立特２　1,752.13 国立特３　3,026.40 県自環特　110.60 史名天　234.39
	二 本 松 市	12、13、17、18、19、166	818.49		保健林　615.91 国立特１　323.33 国立特２　279.74 国立特３　147.49 県立特２　35.13 県立特３　32.80 史名天　262.64
	桑　折　町	155、156	377.39		
	川　俣　町	159～162、164、165	528.72		
	大　玉　村	2、3、7、8、9、11	948.57		国立特１　55.04 国立特２　546.37 国立特３　334.63
	郡　山　市 ［ 中 野 ］	201～214、230～233、240～245、426～429、476、477 5	4,717.83		保健林　296.84 国立特１　197.17 国立特２　188.15 国立特３　485.26 県自環特　43.77
	田　村　市	247～251、281、307～311	1,471.32		県立特２　9.88
	小　野　町	314～317、319～322	603.82		県立特３　86.03
	須 賀 川 市 ［　滝　］	1401～1409 1	1,481.51		保健林　102.33 砂防指定　5.14

単位　面積：ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施業方法	備　考 （重複制限林）
	市町村	区域（林班）			
水　か　ん	天　栄　村	1067～1071、 1073～1121、 1128～1135、 1140～1160	10,406.11	別表３、４のとおり	保健林　438.52 砂防指定　48.87 県立特１　12.38 県立特２　203.60 県立特３　1,621.06
	白　河　市	1002、1003、 1005～1008、 1010～1018、 1043～1047、 1050～1062	3,222.10		
	西　郷　村	1019～1021、 1036～1042	1,293.93		
土砂流出	総　数		6,184.60	別表３、４のとおり	
	福　島　市	39、41、51～55、 59、60、62、81、 82、84、149、 153、154、	1,459.18		保健林　8.37 砂防指定　460.91 国立特保　50.12 国立特１　110.09 国立特２　192.99 国立特３　225.48
	伊　達　市	157、158	513.15		県立特３　209.57
	川　俣　町	167	103.95		
	大　玉　村	7、9	25.16		県立特３　11.46
	郡　山　市	208、215、217、 229、234、235、 239～242、244～ 246、476	373.35		保健林　73.92 砂防指定　1.43 国立特３　57.17
	田　村　市	247、261、267～ 269、271、272、 274	238.17		保健林　58.70 県立特２　117.88 県立特３　108.47
	小　野　町	315	17.22		
	須賀川市 ［長沼］	1403、1412、1413 6、7	52.72		

単位　面積：ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施業方法	備　考 （重複制限林）
	市 町 村	区 域（林班）			
土 砂 流 出	天　栄　村	1069～1073、 1078、1079、1088 ～1090、1109、 1130、1131、 1147、1149～ 1152、1156、 1157、1159、1161	870.98	別表３、４ のとおり	保健林　55.64 砂防指定　138.29 県立特２　0.72 県立特３　187.79
	古　殿　町	1240	41.42		保健林　41.42
	白　河　市	1057	93.07		
	西　郷　村	1019～1031、1039	2,396.23		保健林　615.79 砂防指定　19.27 国立特１　229.20 国立特２　1,502.12
土 砂 崩 壊	総　数		126.13	別表３、４ のとおり	
	福　島　市	37、38、62、67	63.26		砂防指定　43.80 国立特３　6.36
	二 本 松 市	14	1.61		国立特３　1.23
	桑　折　町	156	22.54		
	郡　山　市	218、221	29.21		
	田　村　市	255	1.80		
	小　野　町	315	1.17		
	天　栄　村	1108、1161	6.54		砂防指定　4.09 県立特３　4.06
干 害 防 備	総　数		146.19	別表３、４ のとおり	
	川　俣　町	160、164、165	23.39		
	郡　山　市	204、209、210	111.26		
	田　村　市	258	11.54		
雪 崩 防 止	総　数		99.34	別表３、４ のとおり	
	福　島　市	67	99.34		
落 石 防 止	総　数		6.45	別表３、４ のとおり	
	福　島　市	81	4.65		
	二 本 松 市	9	1.80		国立特３　1.80

単位　面積：ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施業方法	備　考 （重複制限林）
	市 町 村	区 域（林班）			
保　健　林	総　数		4,284.73	別表３、４のとおり	
	福　島　市	26、27、33、44、45、50、55、119、120、127	1,482.74		水かん　1,474.37 土砂流出　8.37 砂防指定　54.43 国立特保　760.24 国立特１　457.92 国立特２　142.43 国立特３　32.50
	二 本 松 市	12、16、17～20	782.45		水かん　615.91 国立特１　323.32 国立特２　271.19 国立特３　187.94 史名天　262.64
	郡　山　市	208、213～215、217、223、240～242、325、427、428、477	475.79		水かん　296.84 土砂流出　73.92 砂防指定　3.14 国立特３　10.40
	田　村　市	269、272、274、304、307、308	157.26		土砂流出　58.70 県立特２　34.73 県立特３　23.97
	須 賀 川 市	1204、1405～1407	104.69		水かん　102.33
	天　栄　村	1112～1114、1116～1119、1128～1131、1151～1160	530.35		水かん　438.52 土砂流出　55.64 砂防指定　0.51 県立特１　12.38 県立特２　238.55 県立特３　269.42
	平　田　村	1204、1208～1210	53.94		
	古　殿　町	1239、1240	72.42		土砂流出　41.42
	西　郷　村	1019～1025、1029～1031	625.09		土砂流出　615.79 砂防指定　19.27 国立特２　390.19

単位　面積：ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施業方法	備　考 （重複制限林）
	市 町 村	区 域（林班）			
砂防指定	総　数		3,052.08	別表６ のとおり	
	福　島　市	28～36、38、39、 41～44、46、51～ 56、60、62、63、 67、147	2,732.21		水かん　2,064.85 土砂流出　460.91 土砂崩壊　43.80 保健林　54.43 国立特保　20.77 国立特１　54.56 国立特２　813.12 国立特３　1,393.77 史名天　22.87
	二 本 松 市	14～15、21	7.35		国立特３　2.11
	大　玉　村	7	1.91		
	郡　山　市	208、234、428、 429	25.30		土砂流出　1.43 保健林　3.14
	田　村　市	280、283、284、 286、287	2.51		
	須 賀 川 市	1402～1405	7.39		水かん　5.14
	天　栄　村	1073、1074、 1077、1080、 1082、1084、 1085、1088、 1089、1107～ 1109、1131、 1134、1137、 1140、1141、 1143、1144、 1145、1147～ 1150、1161	241.54		水かん　48.87 土砂流出　138.29 土砂崩壊　4.09 保健林　0.51 県立特３　4.06
	古　殿　町	1248～1250、 1254、1257	4.74		
	白　河　市	1006～1008、 1013～1015、 1055～1060	9.86		
	西　郷　村	1022～1024、 1029、1030	19.27		土砂流出　19.27 保健林　19.27 国立特２　19.27

単位　面積：ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施業方法	備　考 （重複制限林）
	市 町 村	区 域（林班）			
国立特保	総　数		854.02	別表５ のとおり	
	福　島　市	33、45、46、49、 50、55、56、59	854.02		水かん　794.91 土砂流出　50.12 保健林　760.24 砂防指定　20.77 史名天　14.89
国立特１	総　数		1,529.68	別表５ のとおり	
	福　島　市	29、33、45、55、 59	724.70		水かん　612.98 土砂流出　110.09 保健林　457.92 砂防指定　54.56 史名天　155.06
	二本松市	12、17、19	323.57		水かん　323.33 保健林　323.32 史名天　242.70
	大　玉　村	8	55.04		水かん　55.04
	郡　山　市	243	197.17		水かん　197.17
	西　郷　村	1026、1027	229.20		土砂流出　229.20
国立特２	総　数		4,473.95	別表５ のとおり	
	福　島　市	29～32、34～36、 44、45、49～52、 55、56、59、60	1,948.67		水かん　1,752.13 土砂流出　192.99 保健林　142.43 砂防指定　813.12 史名天　49.48
	二本松市	12、17、18、19	284.49		水かん　279.74 保健林　271.19 史名天　19.94
	大　玉　村	2、3、8、11	546.37		水かん　546.37
	郡　山　市	242、243、244	188.15		水かん　188.15
	西　郷　村	1019～1031	1,506.27		土砂流出　1,502.12 保健林　390.19 砂防指定　19.27

単位　面積：ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施業方法	備　考 （重複制限林）
	市 町 村	区 域（林班）			
国立特３	総　数		6,131.48	別表５ のとおり	
	福　島　市	27～31、36～39、 42、43、46、49、 51～53、55、56、 59、60	3,411.21		水かん　3,026.40 土砂流出　225.48 土砂崩壊　6.36 保健林　32.50 砂防指定　1,393.77 史名天　14.96
	二本松市	9、12～16、18～20	1,258.64		水かん　147.49 土砂崩壊　1.23 落石防止　1.80 保健林　187.94 砂防指定　2.11
	大　玉　村	2、3、7、9～11	919.20		水かん　334.63 土砂流出　11.46
	郡　山　市	242、244	542.43		水かん　485.26 土砂流出　57.17 保健林　10.40
県立特１	総　数		12.38	別表５ のとおり	
	天　栄　村	1155、1156、 1158、1159	12.38		水かん　12.38 保健林　12.38
県立特２	総　数		456.43	別表５ のとおり	
	二本松市	166	36.26		水かん　35.13
	田　村　市	247、248、267～ 269、272、274	132.55		水かん　9.88 土砂流出　117.88 保健林　34.73
	天　栄　村	1112～1114、 1116、1117、 1128～1130、 1155～1160	287.62		水かん　203.60 土砂流出　0.72 保健林　238.55

単位　面積：ha

種　類	森　林　の　所　在		面　積	施業方法	備　考 （重複制限林）
	市 町 村	区 域（林班）			
県立特３	総　数		2,356.96	別表５ のとおり	
	二本松市	166	47.06		水かん　32.80
	伊　達　市	158	209.57		土砂流出　209.57
	田　村　市	262、263、269、 274、313、318	170.69		土砂流出　108.47 保健林　23.97
県立特３	小　野　町	314、319、320	86.18	別表５ のとおり	水かん　86.03
	天　栄　村	1078、1110～ 1121、1128～ 1131、 1151～1161	1,843.46		水かん　1,621.06 土砂流出　187.79 土砂崩壊　4.06 保健林　269.42 砂防指定　4.06
県自環特	総　数		154.41	別表６ のとおり	
	福　島　市	112、116、122、 123	110.60		水かん　110.60
	郡　山　市	233	43.81		水かん　43.77
史　名　天	総　数		497.06	別表６ のとおり	
	福　島　市	29、56	234.39		水かん　234.39 砂防指定　22.87 国立特保　14.89 国立特１　155.06 国立特２　49.48 国立特３　14.96
	二本松市	17、19	262.64		水かん　262.64 保健林　262.64 国立特１　242.70 国立特２　19.94
	古　殿　町	1235	0.03		

（注）市町村欄の［　］は、公有林野等官行造林地である。

本表に用いた略称

略　称	正　式　名　称	略　称	正　式　名　称
水　か　ん	水源かん養保安林	国 立 特 保	国立公園特別保護地区
土 砂 流 出	土砂流出防備保安林	国 立 特 1	国立公園第１種特別地域
土 砂 崩 壊	土砂崩壊防備保安林	国 立 特 2	国立公園第２種特別地域
干 害 防 備	干害防備保安林	国 立 特 3	国立公園第３種特別地域
雪 崩 防 止	なだれ防止保安林	県 立 特 1	県立自然公園第１種特別地域
落 石 防 止	落石防止保安林	県 立 特 2	県立自然公園第２種特別地域
保　健　林	保健保安林	県 立 特 3	県立自然公園第３種特別地域
砂 防 指 定	砂防指定地	県 自 環 特	県自然環境保全地域特別地区
史　名　天	史跡名勝天然記念物		

２　その他必要な事項

特になし。

別表１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

１　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		91,630.88	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
福島市	計	30,306.85	
	23　い～ぬ4 24～28　全 29　い～る2、ロ 30　全 31　い～ふ3、ロ、ハ4、ハ5、ハ7、ハ8、ホ1～ト9 32　い～つ 33　い1～ほ 34　い1～ろ 35～37　全 38　い～も 39　い～お、ロ1、ロ2 41　い1～ね、ロ1、ロ2 42　い～か 43～44　全 45　い～ロ1、ハ2～ニ4 46　全 47　い1～わ 48　い1～イ2 49　い～ね2、ロ 50　イ1～イ3、イ5～ハ 51～58　全 59　い～イ1、ロ1～ロ3 60　い～イ、ハ1～ハ12 61　い～ふ、イ2～ロ2 62　い～ニ1 63　い～イ2 64　い～イ、ハ 65　い1～な3、ロ 66　い1～れ 67　全 68　い1～ろ、ロ 69～75　全 76　い～う2、ロ1 77～80　全 81　い～イ1、イ3、イ4 82～84　全 85　い～ロ 86～133　全 134　い～ね、ロ1～ハ 135～138　全 139　い～イ2 140～146　全 147　い～か2 148～154　全		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
郡　山　市	計	9,811.82	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
	201～207　全 208　い1～ハ5 209　全 210　い1～し、イ2、ロ 211　い～る 212　い～イ1、ロ1、ハ1、ハ2 213～217　全 218　い～さ、ロ1、ロ2 219～228　全 229　い1～く 230～234　全 235　い1～う6、ロ1～ロ5 236～246　全 319　む～け 322　え1～あ2、め～す 323～326　全 327　い1～ぬ6 328　い～て、ロ 426　い～あ 427　全 428　い～か2 429　い～こ 476～477　全		
須 賀 川 市	計	2,643.78	
	1201　全 1202　こ～せ 1203　い1～ね 1204　い～る1、よ、つ～ゆ、ハ 1205　ま～え3 1401　い1～す、ロ 1402　い～ハ2 1403～1409　全 1410　い～め 1411　全 1412　い1～イ 1413　全		
二 本 松 市	計	2,384.00	
	9　い1～り9、ぬ～わ 12　い～イ、ハ 13　い～ら 14　い～イ、ハ1、ハ2、ホ1～ホ6 15　全 16　全 17　い～に、イ4～ロ2 18　い1～わ2、ハ 19　全 20　い～ら、イ5、ロ 21　い～ら 22　い～き2 166　全		
桑　折　町	計	400.16	
	155～156　全		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
伊　達　市	計	513.15	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
	157～158　全		
大　玉　村	計	2,818.63	
	1～6　全 7　　い～せ、ハ 8　　全 9　　り10～り19、か～や、ハ 10　　い～イ 11　　全		
川　俣　村	計	821.86	
	159　い～イ 160　い～ロ 161～162　全 163　い～の、イ3～ハ1、ハ3～ハ5 164～167　全		
天　栄　村	計	13,671.58	
	1063～1073　全 1074　い～む、ロ 1075～1076　全 1077　い～も、ロ～ハ2 1078～1091　全 1092　い～へ 1093～1121　全 1122　い1～ほ 1123　い～へ5 1124　い～り2、ニ 1125　い～つ 1126～1128　全 1129　い～り 1130　全 1131　い～ぬ、ロ 1132　い1～イ2、ロ2 1133～1154　全 1155　い～そ 1156　全 1157　い～な 1158～1159　全 1160　い1～る 1161　い～れ		
西　郷　村	計	4,350.93	
	1019　全 1020　い1～イ、ハ～ホ2 1021　全 1022　い～か 1023　い～へ、ロ1、ロ2 1024～1026　全 1027　い～と、ロ1～ニ 1028～1030　全 1031　い～る3、ロ 1032　い～へ 1033　い、ろ 1036～1042　全		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
白　河　市	計	4,994.77	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
	1001～1002　全 1003　い～よ 1004～1013　全 1014　い1～ぬ、ロ 1015　い1～イ 1016　い1～ま、ロ、ニ 1017　い1～ね 1018　い1～わ 1043　い1～イ、ハ 1044　い～か、ハ1、ハ2 1045　全 1046　い1～と 1047　い～ぬ 1048～1056　全 1057　い1～む、ハ 1058　全 1059　い～イ2 1060　い1～イ 1061～1163　全 1164　い1～り 1165　全		
古　殿　町	計	6,154.11	
	1221　い1～め、ロ～ハ3 1222　い1～す3、ハ 1223　い1～め2 1224　い1～イ 1225　い1～よ2 1228　い1～こ、ハ 1229　い～イ、ハ3～ニ 1230　い～さ5 1231　い～イ 1232～1233　全 1234　い～み、ハ2 1235　い1～な2、ロ1、ロ2 1236　い～な 1237　全 1238　い1～さ 1239　い～き 1240　い～て 1241　い～ひ、ハ 1242～1243　全 1244　い1～し、ロ 1245　い～て6 1246　い～き 1247　全 1248　い～け、ロ～ニ 1249　い～す3、ハ 1250　全 1251　い～つ 1252　い1～さ3、ロ、ニ、ト 1253　い1～ら、イ2 1254　い～う6、ロ 1255　全 1257　い～す、ロ 1259　い～せ、ロ1～ロ3		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
古　殿　町	1260　全 1261　い～や 1262　い1～め 1263　全 1264　い～イ 1265　い～え2、ハ		施業方法については、Ⅱ-第３-４-（１）-イのとおり
玉　川　村	計	681.86	
	1202　い1～ふ、ロ 1205　い～や 1213　い～む 1214　い1～な 1215　い1～ゆ、ハ 1216　い1～れ2		
平　田　村	計	1,282.76	
	1204　る2～か、た～そ3 1206　い1～つ、ロ 1207　い1～む 1208～1210　全 1211　い～み 1212　い1～つ2、ニ 1217　い～く 1218　い1～た3 1219　い1～た5、ニ～ト 1220　い～せ、ロ、ニ 1226　い～う4 1227　い～さ、ロ1、ロ2、ロ6		
小　野　町	計	953.75	
	314　い～よ2、れ1～そ1、つ～ふ 315　い～め、ロ 316　全 317　い1～も、ロ1～ロ3 319　い～と2、ち2～ら5 320～321　全 322　い～こ3、さ～ゆ		
田　村　市	計	9,840.87	
	247　い1～そ1、つ 248～249　全 250　い～う、ロ1、ロ2 251　い1～せ 252～254　全 255　い～イ15 256　い～え 257　全 258　い～け、ハ1～ニ 259　全 260　い1～も、ロ1 261　い1～し 262　い～ロ1、ホ 263　い1～ロ 264　全 265　い1～と、ロ 266　い～う11、ロ 267　い1～む 268～270　全		

単位　面積：ha

市町村	森　林　の　所　在（林小班）	面　積	施業方法
田　村　市	271　い1～め 272　い～れ 273　い～か 274～276　全 277　い～た 278　い～ロ 279　全 280　い～ま 281～282　全 283　い～ロ 284～286　全 287　い1～け 288　全 289　い1～イ、ニ 290　全 291　い1～よ 292　い1～ま 293～294　全 295　い1～ら 296　い1～け3、ロ 297　全 298　い～れ3 299　い1～ぬ 300～302　全 303　い～つ2 304　い～つ 307～308　全 309　い～ね 310～312　全 313　い～や、ロ 318　い～イ		施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり

2　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位　面積：ha

市町村	森　林　の　所　在（林小班）	面　積	施業方法
総　数		19,095.25	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
福　島　市	計	6,616.76	
	23　ぬ1～ぬ4 24　は1、は2 26　ろ、は1、に1、ほ、と 28　り～よ、く～ハ 29　ち、ぬ、る2 30　い、か、れ、そ、ら、の1、の2 31　い～ふ3、ロ、ハ4、ハ5、ハ7、ハ8、ホ1～ト9 32　い～つ 33　ろ、は 34　い1、い2 35　全 36　い1～へ、イ1～ロ2		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
福　島　市	37　わ2、お、イ4 38　い～ち3、よ、た、て～み、し2、ひ 39　い～る4、わ2、か～ね1、な～お、ロ1、ロ2 41　は1、に、か～そ2、そ4、そ5、そ8～ね、ロ1、ロ2 42　い～に3、ち～ぬ 43　全 44　い、に 46　と、ぬ～イ 49　い～ほ、ロ 50　イ1～イ3、イ5～ハ 51　ぬ～イ 52　い～に、と1～イ 53　ち～よ、そ1～つ、イ1、イ2 54　い1～ほ、れ～な 55　い～ち、ぬ～る2、ロ1～ニ 56　い～と 58　わ 59　い～イ1、ロ1～ロ3 60　い～る2、イ、ハ1～ハ12 61　い 62　に～く2、け1、け2、ふ～ハ 63　た、イ1 65　か 67　い、は～ほ、お～し、イ1、イ2 72　い～に、へ～ぬ2 76　ロ1 81　い、は2、に、ほ2～ち、る、イ3 82　と～わ2、イ3～ロ2 84　ろ～は3、に、ほ、イ7 86　い 89　い1 90　ぬ～の 97　か 100　ろ、に 104　に 106　ろ、は 107　と 108　は 110　に、へ、と 111　い1、は 112　い2～は 116　る 118　か 122　れ3 123　は～ほ、と～る1 124　は、へ～ち1 126　と 130　れ 135　た2、そ、つ 143　い～か3、イ 146　よ 147　ほ、へ、か2 148　全 149　全 150　い1～ろ、に 151　全 152　つ～さ2、し1～す6		施業方法については、Ⅱ-第３-４-（１）-イのとおり

単位　面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
福島市	153　に～へ2、り 154　全		施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
郡山市	計	2,396.72	
	201　い1、い2、ま1 206　そ 208　い1～ろ2、に～り、る1～ま、あ～ひ、ロ2～ハ3、ハ5 209　れ3～つ1、つ3～む2、う1、け1～け3、こ 210　い1～ら1、む、お4～ま 211　に、と 213　い～ぬ、か、ね1 214　い1～へ、ち～れ、つ、ね 215　よ、た 217　ぬ、る1 218　ろ、は、ち1～う1、の～く、ロ1 221　わ 229　い1～は1、に、ほ、ぬ1、れ2、そ2、つ2、な 230　か、よ 232　ぬ、わ 233　ぬ1～ぬ3 234　ろ2、に～と2、と5、と6、ち、た、そ 235　い1～そ12、ら～う5、ロ1～ロ5 237　い1、い2 238　い、ろ2、は1 239　り 240　い1～い4 241　ね1、ね2 242　そ1、そ2 243　全 244　全 245　い1、い2 246　い～は、へ3 319　む～く、ま1 322　み2、し1～し3 323　ろ、ち1、ち4～わ、よ～れ、ら～お、ふ1、ふ2、こ3、こ4、て、も2、す1 325　い1～い3、は～と2、ら 326　ろ1、ろ2 328　む2、う1 426　る2、ら、け1、け2、ふ 427　た、れ、イ4 428　ろ～は2、ち2、ぬ4、る3、る4、る6、わ6～か2 429　い、つ1、つ2、む4、の、お2、お3、く3、や2～け2、こ 476　ら、の 477　は、ほ1、へ、そ、つ、う		
須賀川市	計	288.33	
	1201　ち～わ2、か3～ね、こ1～こ3、き1、き3～す5、す7 1203　ぬ1～わ、よ2～よ6、よ8～よ10、ね 1204　は、と～ぬ 1205　ま、け3 1402　わ1～か、そ4、そ6、ロ 1403　い1～に、の、や 1404　い2、い3 1405　う3、ま2、ふ2、イ 1410　い～は1 1411　い1、い2、に2、へ3		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
須賀川市	1412　い1～ち4、ぬ、る1、な1、な2、イ 1413　る1		
二本松市	計	460.25	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
	9　り9 12　ハ 13　わ2、か 14　ろ、に、ほ1、ほ3 15　ろ～に 17　は1～に、ロ1、ロ2 19　ろ、は、と1、と2 20　ほ、へ、た～つ、イ5、ロ 21　い、な、ら 22　の、く 166　か、つ、ね1、ね3、ら1、ら2、や		
桑折町	計	400.16	
	155～156　全		
伊達市	計	513.15	
	157～158　全		
大玉村	計	696.09	
	2　て、あ、き～め、イ 3　イ 7　さ1～き3、ひ2、せ、ハ 8　全 9　り11～り15、り17～り19、や 10　ね1、ね4～ね6、ね8、う1～う3、お2、ま、け 11　い～と1、ち～れ3		
川俣村	計	287.05	
	159　い～る4、か、た、れ、つ～の3、や1、け、イ 160　い、は～ち、さ～め6、し1、し2、ロ 161　り、か、よ 164　に2、に4、ほ5 165　わ、か2、よ 167　い1～は7、ほ～ロ4		
天栄村	計	1,637.33	
	1063　い、よ1 1067　ほ、と～り、か2、た～れ2、そ1 1068　つ 1069　に1～つ 1070　い～へ 1071　た2 1072　い、る～わ2、の1～け2、え～あ 1073　い、ほ～と2、ぬ～る2、た、ま、け、イ 1074　ロ 1075　よ 1077　に、よ1、た、れ、ロ～ハ2 1078　全 1079　に 1080　い、は、に 1082　い、ろ、と、わ、ね 1084　ろ、ほ、へ、り、る1、る2		

単位　面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
天栄村	1085　い 1088　い1～い4、ろ2、ほ、と、ち、わ、イ 1089　い～ほ、と、ち、イ、ロ 1090　は 1107　イ 1108　い、ろ、ち1、ち2 1109　ほ～ち 1130　は～ほ 1131　は～ほ、ち～ぬ、ロ 1134　い、ろ 1137　全 1138　い～は5、ほ2、へ 1139　全 1140　い、ほ 1141　い、ほ、り 1143　い、は、る2～か 1144　い2、ろ2、は2 1145　い2、ろ2、は2、と2 1147　い～に2、ち1、ち2 1148　い1、ち1～ぬ 1149　い～ろ2、ぬ 1150　い～に 1151～1152　全 1153　い、ろ8、ほ 1154　い、ち1、ち2 1156　い、ぬ 1157　い、わ～よ 1158　へ 1159　い、ぬ1～る 1161　い～は、れ		施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
西郷村	計	2,407.69	
	1019　イ～ハ 1020　ニ～ホ2 1021　イ 1022　い、ろ、り～か 1023　い～へ、ロ1、ロ2 1024～1026　全 1027　い～と、ロ1～ニ 1028～1030　全 1031　い 1037　へ 1039　ほ3、へ3		
白河市	計	772.56	
	1003　り8、り9、る2、る3 1006　る1 1007　い 1008　い2、は2、る4、か2 1010　ほ 1011　ろ1 1012　全 1013　り1～り3、ぬ2、ぬ4、か、ら1 1014　い1～へ8、ロ 1015　ち3、ち4、イ 1016　る1、る2、そ～の 1017　い3、わ、よ、た、ね 1043　い3		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
白　河　市	1044　る1、わ 1045　は1 1054　ほ8、ほ9、ぬ 1055　ろ4、ろ5、る 1056　い2、ほ、わ2、よ2、の1 1057　い1、ろ1～は1、る、よ、た、そ1～そ3、ハ 1058　い 1059　へ、つ～な、や、ま、あ1、イ1、イ2 1060　と1、り、た1 1061　い、に～か1、よ～そ 1062　と～る、よ1～ら 1164　ろ～は2、へ6、と2～と5、と8、と9		施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
古　殿　町	計	650.56	
	1221　い2、ろ、に、へ1、へ4～り2、や、ま、ロ 1222　う1～や、ま2 1224　い1、ろ、は4、ほ～と1、と3、ち3 1230　い、ろ、ほ、へ、ぬ、る1 1231　こ 1234　ほ、へ、な1～ら2、こ 1236　い 1238　い1、ろ 1239　る6 1240　や 1241　に、へ3、へ4、わ1、た、れ 1242　に～へ1 1246　お3、や、ま、え 1247　ろ2～れ 1248　い、ろ2～ろ4、の2、や 1249　る6、れ、つ、ね、な2～や2、け 1250　い 1252　ろ1～ぬ、わ1、そ～ね2、う1～う6、の1～や、ま2け、あ2～さ3 1254　い～ろ2 1257　は2、に1、ぬ2、る1、か、よ1 1259　い～ち、ぬ、る1、か～た3、そ～ね、ま～え、め1 1262　ほ、へ、ち、り、る1、る2、る4、わ1、か、け1～こさ～め 1265　い、は1、ら、の2、の3		
玉　川　村	計	57.10	
	1202　ほ、へ 1205　く、や 1213　は、に 1215　り1、る1～る3、よ		
平　田　村	計	351.71	
	1204　か 1206　れ～つ 1207　に1、へ、そ～む 1208　い1～い5、い7～ろ4、は1～ほ、ち～る1、わ～よ 1209　に～へ2、ぬ～か 1211　い、ろ、る2～ね1、な1、な2、む、お、け3、え2、あ2～ゆ1、め、み 1212　い1、い2、ろ4、へ～ち2、た1、た2、そ、つ1、ニ 1217　ろ、は、と～り1、り3、ぬ1、る1、る2、ね		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
平　田　村	1219　ろ3、ろ4 1226　と2、り、か1、か2 1227　い、は、に1		施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
小　野　町	計	245.44	
	314　ろ1～り、る1～よ1、れ1 315　い、ふ1～め 319　は1～ほ、ら2、ら3、ら5 320　ろ～と、ぬ1、ぬ2、る 322　い、は～ほ1、へ～よ1、た1、そ～ら、う2、う3、ま3～こ3、さ～ゆ		
田　村　市	計	1,314.35	
	247　ろ、は、に2、に4～ほ1、と2、ち1、り、ぬ1、ぬ3、ぬ5、る1、か、よ2～そ1 248　と5 249　ろ、は 250　ほ、と～ぬ、れ～つ 251　は、に、ほ3～る2、よ～む3 252　る2、そ1、そ2、そ4 253　ち2、つ～な2、う2、お2、く2、や 254　は、ち1～イ 255　か～た2、そ、つ、う2 256　わ、か、れ～つ、な～え 257　に1、に2、へ1～ち4、ち6～り4、よ2～つ1 258　ま2、ま3 260　に8、へ、か1～れ1、れ3～れ7、れ9～つ、う6、う9、の1、こ1、さ1、き2、き3、ゆ1～め 261　ろ～は7、ゆ 262　か、よ1、よ4～れ、む3、う2、う3、や、ゆ、み 267　む 268　つ～イ 269　い～う1、の～や 271　ね 272　い、へ 273　ほ2、ほ3 274　い1、い2 280　や5、や6 283　に2、る3 284　る3、か1、か2 286　う2 287　ろ1、へ2、へ3 293　ほ、へ 295　ほ 296　は5、と、ち1 297　と、ち2～り2、る1、よ、そ2 298　い～ち4、ぬ1～よ 299　と～ぬ 300　い、ろ、に～か、イ 301　に 303　か 304　る1、か～た 318　い～と、る3		

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		13,233.68	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
福島市	計	3,956.51	
	26 は2～は4、に2、イ 27 ち1、ち2 29 と～る2 30 か、れ～の2 31 ほ1、へ、か 32 い、れ、そ 33 い1～ほ 34 い1～ろ 35 ろ 36 と～る2 37 い、へ、わ2、イ4 38 る1、し1、も 39 わ2 43 は2、ほ 44 全 45 い～ロ1、ハ2～ニ4 46 ち、ぬ～イ 49 よ、つ～ね2、ロ 50 イ1～イ3、イ5～ハ 55 と～イ、ロ7～ハ 56 い、ろ、ほ、へ 59 と～り、ロ2、ロ3 60 た 61 い 86 ぬ2、か 97 か 100 ろ、に 104 に 106 ろ、は 107 と 108 は 110 に、へ、と 111 い1、は 112 い2～は 116 る 118 か 119 は～ほ、ぬ2～か 120 い、は、へ1 122 れ3、つ 123 は～ほ、と～る1 124 は、へ～ち1 126 と 127 と、ぬ 148 な 152 よ1		
郡山市	計	1,466.26	
	208 ち、ぬ～か2、け～て、イ1～ロ1、ハ1～ハ4 211 へ、と、ぬ2 213 よ～ね2 214 る1		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
郡　山　市	215　た 217　る1 219　れ 220　る4 221　ほ 222　れ 223　れ、そ 225　つ 227　ち、り 228　る1 233　は～ほ、と～わ 240　い1、ろ2、に～る 241　と～ぬ、か～た1、た6 242　い、つ 243　全 244　ろ～ほ 324　せ、ロ 325　わ1、わ2 426　あ 427　そ 428　か1、か2 429　こ 476　の 477　は、ほ1～と、イ、ロ2		施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
須賀川市	計	235.45	
	1204　る1 1205　け2、ふ2 1405　ぬ、な1～う2、の～く 1406　か2、た、れ、う2～ま、ふ、こ 1407　か、よ、れ～ね		
二本松市	計	1,422.56	
	9　い2、い8、い10、に、ほ、ち1～り9、ぬ～わ 12　い～は2、に2～イ、ハ 13　い～わ1、わ3～わ6、よ～ら 14　い～か、れ1～う3、く1～や1、ま～イ、ハ1、ハ2、ホ1～ホ6 15　い～と2 16　全 17　い～に、イ4～ロ2 18　ろ3、は～わ2、ハ 19　に～と2 20　い～は、ぬ1、ぬ2 166　う2～の2		
大　玉　村	計	1,076.63	
	2　て～め、イ 3　わ1～イ 5　そ1～な10、む1～う4、お1～お3 7　い～ほ、ぬ2、ぬ3、こ2、こ3、こ5～ゆ3、ひ2、せ、ハ 8　全 9　り10～り19、か～む2、や、ハ 10　い～つ 11　ね～ら		

単位　面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
川俣村	計	8.25	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
	159　わ、よ、く、や2		
天栄村	計	2,157.85	
	1112　ろ1、ろ2 1113　い1、い2、イ 1114　い、ろ、ち、ぬ～わ 1115　い 1116　い、ろ 1117　い～へ 1118　い、ろ2 1119　い、ろ2 1120　い2 1122　い2、い3、ろ2、ろ3、は2～に2 1123　に1～へ5 1124　と1～り2、ニ 1125　は～に2、へ～ち1、り1、つ 1128　い～へ 1129　い、ろ、ち 1130　い～は、へ～り 1131　い、ろ、へ～ち 1145　る1～よ2 1146　り、わ2、か～イ 1151　か 1152　ろ～イ 1153～1154　全 1155　い～そ 1156　い、ろ、ほ～ぬ 1157　わ～ね 1158　は1～へ 1159　と2、と3、り1、り4、ぬ1～る 1160　い1～る 1161　と1～ち3、り2、ぬ1～た		
西郷村	計	2,444.31	
	1019　ほ、へ、イ～ハ 1020　そ、イ、ニ～ホ2 1021　は、イ 1022　い～へ5、へ7～か 1023　い～へ、ロ1、ロ2 1024～1026　全 1027　い～と、ロ1～ニ 1028　全 1029　い～る、か、た～イ4 1030　い、ろ、イ 1031　い		
白河市	計	23.26	
	1057　い1～は3、に5 1059　わ～う2、イ1、イ2		

単位　面積：ha

市町村	森 林 の 所 在（林 小 班）	面　積	施業方法
古　殿　町	計	89.80	施業方法については、Ⅱ-第３-４-(１)-イのとおり
	1228　そ～な 1235　た2 1239　い 1240　い、く、や 1261　や 1262　く、て		
玉　川　村	計	11.40	
	1205　ほ1、か2、よ、た2、れ2、そ2、ら3、う3		
平　田　村	計	110.39	
	1204　る2、わ 1208　へ、と 1209　と～り 1210　つ1～な2 1219　た2 1227　ま1、け～て2、ロ2		
小　野　町	計	37.27	
	314　ぬ 319　い		
田　村　市	計	193.74	
	247　つ 248　ほ 262　あ2、き1 263　ふ15 269　い 272　い、ろ、へ 274　い1、い2、る5 303　ほ1、ほ2 304　ち 307　く、や 308　よ1～た 313　へ		

3　１及び２のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域と施業の方法

単位　面積：ha

区　分	森　林　の　区　域		面　積	施業の方法
	市　町　村	林　小　班		
総　数			56.52	
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要のある森林	白河市	1057　い、は2、は3、に5 1059　わ、か、よ、た、れ、そ、ら、む、う1、う2	18.29	択伐とする
	古殿町	1261　や 1262　く、て 1228　そ、つ、ね、な	17.09	
	平田村	1227　け、ふ、え	21.14	

別表２　鳥獣害防止森林区域

単位　面積：ha

区　　分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面　積
総　　数				8,885.20
市町村別内訳	郡　山　市	ニホンジカ	216、218、219、233～237	1,582.77
	田　村　市	ニホンジカ	276～280	723.02
	天　栄　村	ニホンジカ	1078～1080、1084、1087、1088、1122、1123、1125、1136～1143、1146、1157～1161	3,284.79
	西　郷　村 ［西　郷］	ニホンジカ	1019～1032 ［1、2］	3,294.62

（注）市町村欄の［　］は、公有林野等官行造林地である。

別表３　指定施業要件を定める場合の基準

事　　項	基　　準
１ 伐採の方法	（１）主伐に係るもの イ　水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ　土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ　なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 ニ　伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 （２）間伐に係るもの イ　主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とする。 ロ　主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
２ 伐採の限度	（１）主伐に係るもの イ　同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ　地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ　風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事　　項	基　　準
	ニ　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 （２）間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第１号（２）イの樹冠疎密度が10分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
３ 植 栽	（１）方法に係るもの 満１年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 （２）期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。 （３）樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

（注）「３」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表４　指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐　採　の　方　法
水源かん養保安林	１　林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）。 ２　その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土砂流出防備保安林	１　保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 ２　地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 ３　その他の森林にあっては、択伐。
土砂崩壊防備保安林	１　保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 ２　その他の森林にあっては、択伐。
干害防備保安林	１　林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）。 ２　その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
なだれ防止保安林 落石防止保安林	１　緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐。 ２　その他の森林にあっては、禁伐。
保健保安林	１　伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 ２　地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 ３　その他の森林にあっては、択伐。

別表５　自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施　業　の　方　法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第１種特別地域	１　禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 ２　単木択伐法は、次の規定により行う。 （１）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 （２）択伐率は、現在蓄積の10％以内とする。
第２種特別地域	１　択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 ２　公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 ３　伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 ４　択伐率は用材林においては、現在蓄積の30％以内とし、薪炭林においては、60％以内とする。 ５　伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長（国定公園、都県立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 ６　特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 ７　皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 （１）一伐区の面積は２ヘクタール以内とする。ただし、疎密度３より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 （２）伐区は、更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第３種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表６　砂防指定地等の森林の施業

区　　分	施　業　の　方　法
砂防指定地	「福島県砂防指定地等管理条例」（平成15年3月24日福島県条例第43号）及び同施行規則（平成15年3月24日福島県規則第21号）による。
鳥獣保護区特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年１月17日付け38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物含む）	「文化財保護法」（昭和25年法律214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号）による。 県指定のものについては、「福島県文化財保護条例」（昭和45年7月21日福島県条例第43号）及び同施行規則（昭和45年7月21日福島県教育委員会規則第5号）による。
都道府県自然環境保全地域特別地区	「福島県自然環境保全条例」（昭和47年10月20日福島県条例第55号）及び同施行規則（昭和47年11月17日福島県規則第73号）による。

附　属　参　考　資　料

1　森林計画区の概況

（1）市町村別土地面積及び森林面積

単位　面積：ha　比率：%

区分		区域面積 ①	森林面積				森林比率 ②/① ×100
			総数	国有林（林野庁）	国有林（林野庁以外）	民有林	
総数		477,171	271,411	91,906	2,009	177,496	57
市町村別内訳	福島市	76,772	50,343	30,374	134	19,835	66
	二本松市	34,442	15,273	2,385	－	12,888	44
	伊達市	26,512	13,370	513	1	12,856	50
	本宮市	8,802	2,679	－	－	2,679	30
	桑折町	4,297	1,882	400	－	1,482	44
	国見町	3,795	1,403	－	－	1,403	37
	川俣町	12,770	8,417	822	－	7,595	66
	大玉村	7,944	4,961	2,819	－	2,142	62
	郡山市	75,720	39,483	9,870	66	29,547	52
	須賀川市	27,943	11,694	2,683	3	9,008	42
	田村市	45,833	30,199	9,847	－	20,352	66
	鏡石町	3,130	312	－	－	312	10
	天栄村	22,552	19,144	13,672	709	4,763	85
	石川町	11,571	5,818	－	－	5,818	50
	玉川村	4,667	2,095	682	－	1,413	45
	平田村	9,342	5,654	1,283	－	4,371	61
	浅川町	3,743	1,606	－	－	1,606	43
	古殿町	16,329	13,448	6,156	1	7,291	82
	三春町	7,276	2,326	－	－	2,326	32
	小野町	12,518	8,576	971	－	7,605	69
	白河市	30,532	17,039	5,006	－	12,033	56
	西郷村	19,206	13,274	4,424	1,093	7,757	69
	泉崎村	3,543	1,116	－	－	1,116	32
	中島村	1,892	289	－	－	289	15
	矢吹町	6,040	1,011	－	2	1,009	17

（注）1　区域面積は「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」、
国有林（林野庁以外）は「2020年農林業センサス」、
民有林面積は「福島県資料」による。

2 森林面積は、森林法第２条で定義された森林の面積。

3 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

（2）地　況

ア　気　候

観測地	気　温（℃）			年間降水量	最　高 降雪量	主風の方向	備　考
	最高	最低	年平均	（㎜）	（㎝）		
福　　島	37.8	-5.9	14.3	1,160	54	西北西	
二 本 松	37.0	13.1	-8.2	1,143	―	西	
梁　　川	38.1	13.4	-9.4	993	―	西北西	
郡　　山	35.6	12.8	-8.1	1,071	―	西北西	
湯　　本	32.1	9.6	-14.8	1,553	130	東南東	
小野新町	35.4	11.4	-10.3	1,145	―	北	
船　　引	34.6	11.5	-10.9	1,133	―	西北西	
白　　河	35.1	12.7	-8.2	1,385	76	北西	

（注）1　「気象庁気象統計情報」（2014年～2023年）の平均値による。
　　2　主風の方向は、最多風向による。
　　3　「－」は、観測データなし。

イ　地　勢

本文「Ⅰ　計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ　地質、土壌等

本文「Ⅰ　計画の大綱」の項に記載のとおり。

（３）土地利用の現況

単位 面積:ha

区分		区域面積	森林	農地			その他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総数		477,171	271,411	49,418	35,726	10,025	153,126	26,287
市町村別内訳	福島市	76,772	50,343	4,737	2,247	1,021	21,827	4,892
	二本松市	34,442	15,273	3,490	2,122	1,287	15,678	1,804
	伊達市	26,512	13,370	2,539	1,017	618	10,604	1,533
	本宮市	8,802	2,679	1,635	1,406	219	4,488	909
	桑折町	4,297	1,882	833	427	104	1,582	300
	国見町	3,795	1,403	899	406	158	1,493	272
	川俣町	12,770	8,417	399	146	248	3,954	475
	大玉村	7,944	4,961	1,350	1,101	241	1,634	289
	郡山市	75,720	39,483	9,097	8,068	950	27,206	6,030
	須賀川市	27,943	11,694	5,941	5,072	600	10,311	1,808
	田村市	45,833	30,199	2,310	1,456	829	13,325	1,476
	鏡石町	3,130	312	749	626	95	2,069	360
	天栄村	22,552	19,144	993	866	119	3,124	245
	石川町	11,571	5,818	1,211	863	307	4,542	481
	玉川村	4,667	2,095	541	417	116	2,031	236
	平田村	9,342	5,654	818	530	287	2,870	240
	浅川町	3,743	1,606	576	515	61	1,561	202
	古殿町	16,329	13,448	370	293	75	2,512	198
	三春町	7,276	2,326	609	353	235	4,341	518
	小野町	12,518	8,576	775	515	260	3,168	351
	白河市	30,532	17,039	4,182	3,569	569	9,311	1,829
	西郷村	19,206	13,274	1,237	926	310	5,788	777
	泉崎村	3,543	1,116	862	714	148	1,565	324
	中島村	1,892	289	754	561	191	849	160
	矢吹町	6,040	1,011	2,511	1,510	977	2,520	578

（注）１　農地の数値は「2020年農林業センサス」、宅地の数値は、「福島県資料」による。
　　２　農地総数には果樹園が含まれるため田と畑の計とは一致しない。
　　３　四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

（4）産業別生産額

単位 金額：百万円

区分		総生産額	第１次産業				第2次産業	第3次産業
			総 数	農 業	林 業	水産業		
総数		4,563,433	56,729	53,399	3,091	239	1,522,303	2,937,907
市町村別内訳	福島市	1,129,420	7,667	7,449	194	24	244,019	866,227
	二本松市	188,241	3,644	3,405	227	12	79,853	102,826
	伊達市	165,498	6,407	6,311	96	－	49,912	107,493
	本宮市	235,500	1,013	870	131	12	151,670	80,417
	桑折町	57,947	1,477	1,466	11	－	33,581	22,299
	国見町	27,592	1,509	1,497	12	－	9,979	15,823
	川俣町	48,324	1,084	1,035	49	－	22,974	23,773
	大玉村	21,923	1,097	1,044	53	－	5,740	14,863
	郡山市	1,386,301	7,449	6,619	699	131	311,494	1,053,234
	須賀川市	265,389	4,271	4,176	95	－	86,553	171,861
	田村市	122,923	3,432	3,023	385	24	54,648	63,590
	鏡石町	55,757	630	627	3	－	30,341	24,218
	天栄村	20,386	783	729	42	12	9,670	9,726
	石川町	46,720	1,404	1,274	130	－	14,328	30,513
	玉川村	27,344	797	783	14	－	12,561	13,707
	平田村	18,698	927	881	46	－	6,368	11,212
	浅川町	19,719	586	566	20	－	10,902	8,030
	古殿町	15,486	808	570	238	－	6,617	7,903
	三春町	57,963	688	630	58	－	22,156	34,527
	小野町	29,136	1,027	908	107	12	11,381	16,431
	白河市	344,989	3,306	3,125	181	－	186,490	151,678
	西郷村	128,096	2,257	2,174	71	12	81,867	42,668
	泉崎村	49,617	1,232	1,067	165	－	34,254	13,625
	中島村	22,597	781	764	17	－	14,358	7,228
	矢吹町	77,867	2,453	2,406	47	－	30,587	44,033

（注）１　数値は、「福島県資料」による。
　　２　四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

（５）産業別就業者数

単位　人数：人

区　分		就業者総数	第１次産業				第2次産業	第3次産業
			総　数	農 業	林 業	水産業		
総　数		525,621	32,330	31,282	984	64	148,734	327,249
市町村別内訳	福　島　市	130,741	5,065	4,909	146	10	29,226	91,650
	二本松市	27,361	2,376	2,309	65	2	9,457	15,055
	伊　達　市	29,475	3,674	3,635	39	－	8,879	16,352
	本　宮　市	15,237	722	702	19	1	5,161	8,842
	桑　折　町	5,760	733	728	5	－	1,581	3,326
	国　見　町	4,263	684	681	3	－	1,093	2,462
	川　俣　町	5,628	329	319	10	－	2,239	2,803
	大　玉　村	4,650	528	512	15	1	1,535	2,545
	郡　山　市	152,474	4,312	4,175	119	18	36,152	105,663
	須賀川市	36,594	2,782	2,724	55	3	10,919	20,929
	田　村　市	18,168	2,437	2,301	134	2	6,872	8,748
	鏡　石　町	6,099	545	538	7	－	2,196	3,204
	天　栄　村	2,752	409	400	9	－	966	1,373
	石　川　町	7,403	706	682	23	1	2,514	3,802
	玉　川　村	3,396	471	457	14	－	1,347	1,517
	平　田　村	3,279	567	536	31	－	1,362	1,305
	浅　川　町	3,129	317	306	11	－	1,434	1,366
	古　殿　町	2,529	338	254	84	－	1,034	1,053
	三　春　町	8,720	557	533	24	－	2,605	5,008
	小　野　町	4,785	561	522	39	－	1,855	2,360
	白　河　市	29,014	1,806	1,719	83	4	10,907	15,857
	西　郷　村	10,206	630	589	22	19	4,012	5,357
	泉　崎　村	2,891	314	312	2	－	1,179	1,386
	中　島　村	2,818	491	487	4	－	1,140	1,171
	矢　吹　町	8,249	976	952	21	3	3,069	4,115

（注）１　数値は、「福島県資料」による。
　　２　分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2　森林の現況

（1）齢級別森林資源表

面積：ha　材積：立木は千㎥　成長量：千㎥

区分				総数			1齢級			2齢級			3齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				91,906.28	16,533	172	842.49	3		560.79	1		604.29	35	6
立木地	総数		総数	86,928.76	16,531	172	842.49	3		560.79	1		604.29	35	6
			針	38,983.11	10,012	124	772.59	3		506.74	1		531.94	34	5
			広	47,945.65	6,519	47	69.90			54.05			72.35	1	
	人工林	総数	総数	36,691.15	9,475	126	792.11	2		512.98	1		504.75	31	5
			針	31,295.53	8,440	113	771.75	2		501.69	1		487.80	31	5
			広	5,395.62	1,036	13	20.36			11.29			16.95		
		育成単層林	総数	31,852.07	8,295	111	627.50	2		428.43			406.48	22	4
			針	28,280.04	7,613	103	617.59	2		417.14			389.53	22	4
			広	3,572.03	682	9	9.91			11.29			16.95		
		育成複層林		(540.53) (20.22)											
			総数	4,839.08	1,180	15	164.61	1		84.55	1		98.27	9	2
			針	3,015.49	826	10	154.16	1		84.55	1		98.27	9	2
			広	1,823.59	354	4	10.45								
	天然林	総数	総数	50,237.61	7,056	46	50.38	1		47.81			99.54	4	1
			針	7,687.58	1,572	11	0.84			5.05			44.14	3	
			広	42,550.03	5,484	35	49.54			42.76			55.40	1	
		育成単層林	総数	2,162.09	471	6				6.39			10.44		
			針	1,826.68	427	5							3.02		
			広	335.41	45	1				6.39			7.42		
		育成複層林	総数	807.48	126	1									
			針	201.65	43										
			広	605.83	83	1									
		天然生林	総数	47,268.04	6,458	39	50.38	1		41.42			89.10	4	1
			針	5,659.25	1,102	6	0.84			5.05			41.12	3	
			広	41,608.79	5,355	33	49.54			36.37			47.98	1	
竹林															
無立木地				4,977.52	2										

（注）　1．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
　　2．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
　　3．（ ）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha　材積：立木は千㎥　成長量：千㎥

区分				4齢級			5齢級			6齢級			7齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				729.78	62	6	965.29	97	6	1,323.52	145	6	1,367.24	230	8
立木地	総数		総数	729.78	62	6	965.29	97	6	1,323.52	145	6	1,367.24	230	8
			針	583.69	55	6	498.90	69	5	427.14	76	3	731.80	171	6
			広	146.09	7	1	466.39	28	2	896.38	69	3	635.44	59	2
	人工林	総数	総数	592.44	55	6	422.37	60	4	361.16	64	3	653.30	157	5
			針	572.30	54	6	413.28	59	4	320.66	60	3	612.25	151	5
			広	20.14	1		9.09	1		40.50	4		41.05	6	
		育成単層林	総数	483.03	44	5	396.05	56	4	324.39	58	3	621.40	151	5
			針	470.61	43	5	389.85	56	4	294.23	55	3	589.35	146	5
			広	12.42	1		6.20	1		30.16	3		32.05	5	
		育成複層林	総数	(20.22) 109.41	11	1	26.32	3		36.77	5		31.90	7	
			針	101.69	10	1	23.43	3		26.43	4		22.90	5	
			広	7.72			2.89			10.34	1		9.00	2	
	天然林	総数	総数	137.34	7	1	542.92	37	2	962.36	81	3	713.94	73	2
			針	11.39	1		85.62	10		106.48	17		119.55	20	
			広	125.95	6	1	457.30	27	2	855.88	65	3	594.39	53	2
		育成単層林	総数	23.88	1		83.60	7		110.92	13		125.86	19	1
			針				66.21	6		87.87	11		105.95	16	
			広	23.88	1		17.39	1		23.05	2		19.91	3	
		育成複層林	総数	5.02			6.63	1		5.34	1		5.00		
			針				3.68			1.95			2.00		
			広	5.02			2.95			3.39			3.00		
		天然生林	総数	108.44	6	1	452.69	29	2	846.10	68	3	583.08	54	2
			針	11.39	1		15.73	3		16.66	5		11.60	3	
			広	97.05	5		436.96	26	1	829.44	63	3	571.48	50	2
竹林															
無立木地															

（注）　1．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
　　2．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
　　3．（ ）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha　材積：立木は千㎥　成長量：千㎥

区分				８齢級			９齢級			１０齢級			１１齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				2,925.54	586	14	4,924.65	1,294	23	5,834.26	1,398	20	8,737.97	2,081	24
立木地	総数		総数	2,925.54	586	14	4,924.65	1,294	23	5,834.26	1,398	20	8,737.97	2,081	24
			針	1,676.81	440	10	3,885.62	1,124	20	4,482.82	1,181	16	5,803.97	1,632	18
			広	1,248.73	146	4	1,039.03	170	3	1,351.44	217	4	2,934.00	449	6
	人工林	総数	総数	1,513.46	405	10	3,799.68	1,103	20	4,596.02	1,167	16	6,385.86	1,712	19
			針	1,395.93	387	9	3,510.90	1,044	19	4,029.21	1,074	15	5,234.53	1,501	16
			広	117.53	17		288.78	59	1	566.81	94	2	1,151.33	211	3
		育単層成林	総数	1,440.73	390	9	3,497.92	1,021	19	4,197.99	1,076	15	5,337.59	1,472	17
			針	1,349.00	377	9	3,333.61	990	18	3,793.31	1,009	14	4,640.02	1,344	15
			広	91.73	13		164.31	30	1	404.68	67	1	697.57	128	2
		育複層成林					(5.76)			(4.79)			(8.61)		
			総数	72.73	15		301.76	82	2	398.03	92	1	1,048.27	240	3
			針	46.93	10		177.29	54	1	235.90	65	1	594.51	157	2
			広	25.80	5		124.47	28	1	162.13	27		453.76	83	1
	天然林	総数	総数	1,412.08	181	4	1,124.97	192	3	1,238.24	230	3	2,352.11	370	5
			針	280.88	52	1	374.72	80	1	453.61	107	1	569.44	131	1
			広	1,131.20	129	3	750.25	112	2	784.63	123	2	1,782.67	238	3
		育単層成林	総数	164.89	28	1	216.76	44	1	271.41	63	1	221.23	59	1
			針	147.56	26		214.65	44	1	261.51	62	1	202.18	56	1
			広	17.33	2		2.11			9.90	1		19.05	4	
		育複層成林	総数	2.40			2.62			39.14	6		167.44	25	
			針	0.66			0.26			17.66	4		40.82	7	
			広	1.74			2.36			21.48	3		126.62	17	
		天然林	総数	1,244.79	153	4	905.59	147	3	927.69	161	2	1,963.44	286	4
			針	132.66	26		159.81	36	1	174.44	42	1	326.44	69	1
			広	1,112.13	127	3	745.78	111	2	753.25	119	2	1,637.00	217	3
竹林															
無立木地															

（注）　１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
　　２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
　　３．（ ）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha　材積：立木は千㎥　成長量：千㎥

区分			１２齢級			１３齢級			１４齢級			１５齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			8,857.02	2,233	21	7,770.14	1,927	16	4,836.23	1,237	9	3,165.93	592	4
立木地	総数	総数	8,857.02	2,233	21	7,770.14	1,927	16	4,836.23	1,237	9	3,165.93	592	4
		針	5,542.33	1,683	15	4,905.27	1,433	11	3,028.22	945	7	767.71	236	2
		広	3,314.69	550	6	2,864.87	494	5	1,808.01	292	3	2,398.22	356	3
	人工林 総数	総数	5,739.51	1,679	16	5,343.05	1,498	12	3,363.58	993	7	722.25	220	1
		針	4,740.39	1,470	13	4,352.62	1,288	10	2,785.28	873	6	561.07	183	1
		広	999.12	208	2	990.43	211	2	578.30	120	1	161.18	37	
	人工林 単層成林	総数	4,910.76	1,436	13	4,602.26	1,301	10	3,123.56	886	7	652.22	185	1
		針	4,240.34	1,304	12	3,918.53	1,154	9	2,660.70	787	6	517.25	154	1
		広	670.42	132	2	683.73	146	1	462.86	99	1	134.97	31	
	人工林 複層成林	総数	(65.04) 828.75	243	2	(83.94) 740.79	198	2	(215.06) 240.02	107	1	(93.68) 70.03	35	
		針	500.05	166	2	434.09	133	1	124.58	86	1	43.82	28	
		広	328.70	76	1	306.70	65	1	115.44	21		26.21	7	
	天然林 総数	総数	3,117.51	554	6	2,427.09	428	4	1,472.65	243	2	2,443.68	372	3
		針	801.94	212	2	552.65	145	1	242.94	71		206.64	53	
		広	2,315.57	342	4	1,874.44	283	3	1,229.71	172	1	2,237.04	319	3
	天然林 単層成林	総数	528.65	137	1	223.86	56		104.37	29		38.59	9	
		針	433.81	121	1	182.96	49		67.94	22		30.98	8	
		広	94.84	16		40.90	8		36.43	7		7.61	1	
	天然林 複層成林	総数	64.64	9		40.05	8		10.06	1		19.49	4	
		針	21.98	4		13.56	4		2.52			3.89	2	
		広	42.66	5		26.49	4		7.54	1		15.60	2	
	天然林	総数	2,524.22	408	4	2,163.18	364	3	1,358.22	213	2	2,385.60	358	3
		針	346.15	87	1	356.13	93	1	172.48	49		171.77	43	
		広	2,178.07	321	4	1,807.05	271	3	1,185.74	164	1	2,213.83	315	2
竹林														
無立木地														

（注）１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
３．（ ）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha　材積：立木は千㎥　成長量：千㎥

区分				１６齢級			１７齢級			１８齢級			１９齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				2,290.02	372	2	2,287.26	333	2	2,362.33	358	2	1,814.82	276	1
立木地	総数		総数	2,290.02	372	2	2,287.26	333	2	2,362.33	358	2	1,814.82	276	1
			針	225.08	60		246.24	59		254.96	64		297.11	76	
			広	2,064.94	312	2	2,041.02	274	2	2,107.37	294	1	1,517.71	200	1
	人工林	総数	総数	75.49	22		132.39	31		85.44	23		93.99	31	
			針	53.22	16		94.28	24		59.04	19		72.87	26	
			広	22.27	5		38.11	6		26.40	4		21.12	5	
		育成単層林	総数	58.85	17		62.28	16		48.72	15		58.08	19	
			針	45.24	13		52.58	14		36.11	12		51.18	17	
			広	13.61	3		9.70	2		12.61	3		6.90	2	
		育成複層林		(3.95)			(6.39)			(13.58)			(11.95)		
			総数	16.64	5		70.11	15		36.72	8		35.91	12	
			針	7.98	3		41.70	10		22.93	6		21.69	9	
			広	8.66	2		28.41	4		13.79	2		14.22	3	
	天然林	総数	総数	2,214.53	351	2	2,154.87	303	2	2,276.89	335	2	1,720.83	245	1
			針	171.86	43		151.96	34		195.92	45		224.24	50	
			広	2,042.67	307	2	2,002.91	268	2	2,080.97	290	1	1,496.59	196	1
		育成単層林	総数	12.48	1		2.83						0.92		
			針	11.86	1		0.04						0.46		
			広	0.62			2.79						0.46		
		育成複層林	総数	7.36	1		94.09	15		3.09			94.20	15	
			針	1.48			5.16	2		0.41			22.56	5	
			広	5.88	1		88.93	14		2.68			71.64	9	
		天然林	総数	2,194.69	348	2	2,057.95	287	2	2,273.80	335	2	1,625.71	230	1
			針	158.52	42		146.76	33		195.51	45		201.22	44	
			広	2,036.17	306	2	1,911.19	254	2	2,078.29	289	1	1,424.49	186	1
竹林															
無立木地															

（注）　１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
　　２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
　　３．（ ）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha　材積：立木は千㎥　成長量：千㎥

区分				２０齢級			２１齢級以上		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				1,835.64	263	1	22,893.55	3,007	
立木地	総数		総数	1,835.64	263	1	22,893.55	3,007	
			針	274.39	54		3,539.78	617	
			広	1,561.25	209		19,353.77	2,390	
	人工林	総数	総数	42.34	10		958.98	213	
			針	29.34	8		697.12	169	
			広	13.00	2		261.86	43	
		育成単層林	総数	28.06	6		545.77	124	
			針	21.46	5		452.41	108	
			広	6.60	1		93.36	16	
		育成複層林	総数	(0.50) 14.28	3		(27.28) 413.21	88	
			針	7.88	2		244.71	61	
			広	6.40	1		168.50	27	
	天然林	総数	総数	1,793.30	254	1	21,934.57	2,794	
			針	245.05	47		2,842.66	448	
			広	1,548.25	207		19,091.91	2,347	
		育成単層林	総数				15.01	3	
			針				9.68	3	
			広				5.33		
		育成複層林	総数	30.55	4		210.36	35	
			針	4.14	1		58.92	12	
			広	26.41	3		151.44	23	
		天然生林	総数	1,762.75	250	1	21,709.20	2,757	
			針	240.91	46		2,774.06	433	
			広	1,521.84	204		18,935.14	2,324	
竹林									
無立木地									

（注）　１．人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
　　２．竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
　　３．（ ）は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

（２）制限林普通林森林資源表

面積：ha　材積：立木：㎥　成長量：㎥

区分			立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
制限林	面積	針	11,484.12	1,836.44	13,320.56	351.07	167.86	4,457.77	4,976.70		18,297.26						
		広	1,618.45	1,146.58	2,765.03	79.48	550.50	34,348.46	34,978.44		37,743.47						
		計	13,102.57	2,983.02	16,085.59	430.55	718.36	38,806.23	39,955.14		56,040.73	22.03			2,483.68	2,505.71	58,546.44
	材積	針	3,179,033	497,654	3,676,687	71,439	34,234	829,560	935,233		4,611,920				320	320	4,612,240
		広	329,614	223,143	552,757	12,870	75,692	4,423,172	4,511,734		5,064,491				1,390	1,390	5,065,881
		計	3,508,647	720,797	4,229,444	84,309	109,926	5,252,732	5,446,967		9,676,411				1,710	1,710	9,678,121
	成長量	針	40,704.4	5,722.7	46,427.1	1,104.5	171.9	3,387.4	4,663.8		51,090.9						51,090.9
		広	3,996.4	2,596.0	6,592.4	223.4	525.8	21,147.2	21,896.4		28,488.8						28,488.8
		計	44,700.8	8,318.7	53,019.5	1,327.9	697.7	24,534.6	26,560.2		79,579.7						79,579.7
普通林	面積	針	16,795.92	1,179.05	17,974.97	1,475.61	33.79	1,201.48	2,710.88		20,685.85						
		広	1,953.58	677.01	2,630.59	255.93	55.33	7,260.33	7,571.59		10,202.18						
		計	18,749.50	1,856.06	20,605.56	1,731.54	89.12	8,461.81	10,282.47		30,888.03	857.48			1,614.33	2,471.81	33,359.84
	材積	針	4,434,310	328,596	4,762,906	355,273	8,787	272,812	636,872		5,399,778	261			95	356	5,400,134
		広	352,423	130,588	483,011	31,907	7,648	932,219	971,774		1,454,785				77	77	1,454,862
		計	4,786,733	459,184	5,245,917	387,180	16,435	1,205,031	1,608,646		6,854,563	261			172	433	6,854,996
	成長量	針	61,818.4	4,643.6	66,462.0	4,064.7	93.4	2,434.7	6,592.8		73,054.8	1.6				1.6	73,056.4
		広	4,530.9	1,732.5	6,263.4	535.6	76.2	12,010.9	12,622.7		18,886.1						18,886.1
		計	66,349.3	6,376.1	72,725.4	4,600.3	169.6	14,445.6	19,215.5		91,940.9	1.6				1.6	91,942.5
計	面積	針	28,280.04	3,015.49	31,295.53	1,826.68	201.65	5,659.25	7,687.58		38,983.11						
		広	3,572.03	1,823.59	5,395.62	335.41	605.83	41,608.79	42,550.03		47,945.65						
		計	31,852.07	4,839.08	36,691.15	2,162.09	807.48	47,268.04	50,237.61		86,928.76	879.51			4,098.01	4,977.52	91,906.28
	材積	針	7,613,343	826,250	8,439,593	426,712	43,021	1,102,372	1,572,105		10,011,698	261			415	676	10,012,374
		広	682,037	353,731	1,035,768	44,777	83,340	5,355,391	5,483,508		6,519,276				1,467	1,467	6,520,743
		計	8,295,380	1,179,981	9,475,361	471,489	126,361	6,457,763	7,055,613		16,530,974	261			1,882	2,143	16,533,117
	成長量	針	102,522.8	10,366.3	112,889.1	5,169.2	265.3	5,822.1	11,256.6		124,145.7	1.6				1.6	124,147.3
		広	8,527.3	4,328.5	12,855.8	759.0	602.0	33,158.1	34,519.1		47,374.9						47,374.9
		計	111,050.1	14,694.8	125,744.9	5,928.2	867.3	38,980.2	45,775.7		171,520.6	1.6				1.6	171,522.2

（注）　１．人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
　　２．竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

（３）市町村別森林資源表

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

市町村	区分		立木地									無立木地等					計
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
福島市	面積	針	2,295.09	543.83	2,838.92	334.45	61.33	3,420.57	3,816.35		6,655.27						
		広	530.98	428.20	959.18	147.76	252.96	20,806.73	21,207.45		22,166.63						
		計	2,826.07	972.03	3,798.10	482.21	314.29	24,227.30	25,023.80		28,821.90	39.98			1,511.62	1,551.60	30,373.50
	材積	針	556,603	141,035	697,638	81,673	13,335	646,565	741,573		1,439,211						1,439,211
		広	89,115	72,885	162,000	23,736	33,447	2,518,292	2,575,475		2,737,475				70	70	2,737,545
		計	645,718	213,920	859,638	105,409	46,782	3,164,857	3,317,048		4,176,686				70	70	4,176,756
	成長量	針	6,397.1	1,440.3	7,837.4	879.4	58.2	2,849.7	3,787.3		11,624.7						11,624.7
		広	1,263.5	980.6	2,244.1	380.3	174.5	14,073.6	14,628.4		16,872.5						16,872.5
		計	7,660.6	2,420.9	10,081.5	1,259.7	232.7	16,923.3	18,415.7		28,497.2						28,497.2
郡山市	面積	針	2,693.58	758.53	3,452.11	193.69	19.88	576.07	789.64		4,241.75						
		広	439.47	507.41	946.88	39.46	55.57	4,288.76	4,383.79		5,330.67						
		計	3,133.05	1,265.94	4,398.99	233.15	75.45	4,864.83	5,173.43		9,572.42	42.00			255.74	297.74	9,870.16
	材積	針	751,970	214,249	966,219	44,348	5,604	95,552	145,504		1,111,723						1,111,723
		広	71,496	83,997	155,493	4,183	8,534	494,647	507,364		662,857						662,857
		計	823,466	298,246	1,121,712	48,531	14,138	590,199	652,868		1,774,580						1,774,580
	成長量	針	9,586.5	2,052.3	11,638.8	548.0	22.3	360.2	930.5		12,569.3						12,569.3
		広	934.9	1,033.2	1,968.1	68.3	42.3	3,293.0	3,403.6		5,371.7						5,371.7
		計	10,521.4	3,085.5	13,606.9	616.3	64.6	3,653.2	4,334.1		17,941.0						17,941.0
白河市	面積	針	3,502.72	138.87	3,641.59	54.37	13.61	137.45	205.43		3,847.02						
		広	196.94	28.95	225.89	9.12	29.80	645.67	684.59		910.48						
		計	3,699.66	167.82	3,867.48	63.49	43.41	783.12	890.02		4,757.50	57.51			190.59	248.10	5,005.60
	材積	針	1,006,043	40,267	1,046,310	9,294	2,774	33,362	45,430		1,091,740				35	35	1,091,775
		広	45,412	13,458	58,870	678	5,490	91,841	98,009		156,879				7	7	156,886
		計	1,051,455	53,725	1,105,180	9,972	8,264	125,203	143,439		1,248,619				42	42	1,248,661
	成長量	針	15,481.2	1,158.5	16,639.7	209.1	16.9	234.4	460.4		17,100.1						17,100.1
		広	529.4	139.0	668.4	23.6	27.0	744.2	794.8		1,463.2						1,463.2
		計	16,010.6	1,297.5	17,308.1	232.7	43.9	978.6	1,255.2		18,563.3						18,563.3
須賀川市	面積	針	1,332.40	24.01	1,356.41	182.19	13.08	78.61	273.88		1,630.29						
		広	76.29	12.87	89.16	17.61	9.36	825.46	852.43		941.59						
		計	1,408.69	36.88	1,445.57	199.80	22.44	904.07	1,126.31		2,571.88	45.61			65.20	110.81	2,682.69
	材積	針	414,994	5,465	420,459	37,362	3,091	14,938	55,391		475,850						475,850
		広	13,674	2,259	15,933	2,152	1,182	111,479	114,813		130,746						130,746
		計	428,668	7,724	436,392	39,514	4,273	126,417	170,204		606,596						606,596
	成長量	針	4,458.4	26.0	4,484.4	588.4	33.7	186.6	808.7		5,293.1						5,293.1
		広	152.2	4.0	156.2	50.1	7.2	935.1	992.4		1,148.6						1,148.6
		計	4,610.6	30.0	4,640.6	638.5	40.9	1,121.7	1,801.1		6,441.7						6,441.7
二本松市	面積	針	802.15	143.74	945.89	50.40	12.75	71.59	134.74		1,080.63						
		広	64.51	66.80	131.31	5.55	38.66	797.20	841.41		972.72						
		計	866.66	210.54	1,077.20	55.95	51.41	868.79	976.15		2,053.35	22.08			310.02	332.10	2,385.45
	材積	針	201,103	34,087	235,190	8,865	2,863	7,984	19,712		254,902				300	300	255,202
		広	9,366	10,557	19,923	1,065	5,807	66,105	72,977		92,900				350	350	93,250
		計	210,469	44,644	255,113	9,930	8,670	74,089	92,689		347,802				650	650	348,452
	成長量	針	2,313.8	290.6	2,604.4	86.3	6.2	21.9	114.4		2,718.8						2,718.8
		広	77.4	65.8	143.2	11.7	29.7	290.6	332.0		475.2						475.2
		計	2,391.2	356.4	2,747.6	98.0	35.9	312.5	446.4		3,194.0						3,194.0
田村市	面積	針	5,213.74	465.16	5,678.90	208.84	4.72	196.06	409.62		6,088.52						
		広	886.00	200.09	1,086.09	38.15	10.96	2,033.20	2,082.31		3,168.40						
		計	6,099.74	665.25	6,764.99	246.99	15.68	2,229.26	2,491.93		9,256.92	236.11			354.33	590.44	9,847.36
	材積	針	1,482,092	136,317	1,618,409	62,935	2,135	51,187	116,257		1,734,666	261			60	321	1,734,987
		広	147,225	38,567	185,792	4,717	1,691	259,934	266,342		452,134						452,134
		計	1,629,317	174,884	1,804,201	67,652	3,826	311,121	382,599		2,186,800	261			60	321	2,187,121
	成長量	針	18,442.3	2,258.3	20,700.6	616.4	15.7	332.9	965.0		21,665.6	1.6				1.6	21,667.2
		広	1,923.2	431.4	2,354.6	77.8	16.8	3,046.8	3,141.4		5,496.0						5,496.0
		計	20,365.5	2,689.7	23,055.2	694.2	32.5	3,379.7	4,106.4		27,161.6	1.6				1.6	27,163.2

（注）　１．人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

　　２．複層林は下層木のみを対象とする。

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

市町村	区分		立木地								無立木地等					計
			人工林			天然林										
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	
伊達市	面積	針	206.57	21.14	227.71	26.25	12.71	123.13	162.09		389.80						
		広	15.52	13.48	29.00	1.73	13.97	77.37	93.07		122.07						
		計	222.09	34.62	256.71	27.98	26.68	200.50	255.16		511.87				1.28	1.28	513.15
	材積	針	53,800	8,794	62,594	5,121	2,802	27,389	35,312		97,906						97,906
		広	2,249	1,375	3,624	276	1,471	9,688	11,435		15,059						15,059
		計	56,049	10,169	66,218	5,397	4,273	37,077	46,747		112,965						112,965
	成長量	針	808.8	162.9	971.7	59.6	21.6	36.0	117.2		1,088.9						1,088.9
		広	27.4	19.5	46.9	3.3	16.8	53.6	73.7		120.6						120.6
		計	836.2	182.4	1,018.6	62.9	38.4	89.6	190.9		1,209.5						1,209.5
桑折町	面積	針		3.95	3.95			106.28	106.28		110.23						
		広		3.94	3.94			259.75	259.75		263.69						
		計		7.89	7.89			366.03	366.03		373.92				26.24	26.24	400.16
	材積	針		1,606	1,606			24,116	24,116		25,722						25,722
		広		1,218	1,218			41,823	41,823		43,041						43,041
		計		2,824	2,824			65,939	65,939		68,763						68,763
	成長量	針		26.9	26.9			114.7	114.7		141.6						141.6
		広		24.4	24.4			287.4	287.4		311.8						311.8
		計		51.3	51.3			402.1	402.1		453.4						453.4
川俣町	面積	針	419.31	8.28	427.59	5.12		21.66	26.78		454.37						
		広	28.36	9.93	38.29	1.17		307.89	309.06		347.35						
		計	447.67	18.21	465.88	6.29		329.55	335.84		801.72				20.14	20.14	821.86
	材積	針	108,100	1,980	110,080	1,180		4,591	5,771		115,851						115,851
		広	5,031	1,490	6,521	246		32,237	32,483		39,004						39,004
		計	113,131	3,470	116,601	1,426		36,828	38,254		154,855						154,855
	成長量	針	1,576.1	17.1	1,593.2	13.7		21.2	34.9		1,628.1						1,628.1
		広	69.7	14.6	84.3	2.6		502.7	505.3		589.6						589.6
		計	1,645.8	31.7	1,677.5	16.3		523.9	540.2		2,217.7						2,217.7
大玉村	面積	針	1,131.02	177.69	1,308.71	148.03	5.70	32.85	186.58		1,495.29						
		広	100.52	103.26	203.78	25.82	10.49	976.76	1,013.07		1,216.85						
		計	1,231.54	280.95	1,512.49	173.85	16.19	1,009.61	1,199.65		2,712.14	18.96			87.53	106.49	2,818.63
	材積	針	284,260	46,534	330,794	38,094	1,706	9,346	49,146		379,940						379,940
		広	18,573	17,938	36,511	3,601	1,232	88,526	93,359		129,870						129,870
		計	302,833	64,472	367,305	41,695	2,938	97,872	142,505		509,810						509,810
	成長量	針	3,012.8	652.3	3,665.1	392.7	10.7	51.1	454.5		4,119.6						4,119.6
		広	198.6	188.0	386.6	45.2	25.5	346.5	417.2		803.8						803.8
		計	3,211.4	840.3	4,051.7	437.9	36.2	397.6	871.7		4,923.4						4,923.4
天栄村	面積	針	3,962.48	580.98	4,543.46	43.26	51.83	640.49	735.58		5,279.04						
		広	810.44	379.18	1,189.62	11.55	172.27	6,662.26	6,846.08		8,035.70						
		計	4,772.92	960.16	5,733.08	54.81	224.10	7,302.75	7,581.66		13,314.74	12.99			344.53	357.52	13,672.26
	材積	針	1,054,779	153,369	1,208,148	8,540	7,746	139,802	156,088		1,364,236				20	20	1,364,256
		広	184,348	94,775	279,123	2,117	23,373	1,075,636	1,101,126		1,380,249				110	110	1,380,359
		計	1,239,127	248,144	1,487,271	10,657	31,119	1,215,438	1,257,214		2,744,485				130	130	2,744,615
	成長量	針	12,622.5	1,702.4	14,324.9	131.9	56.9	852.9	1,041.7		15,366.6						15,366.6
		広	2,219.0	1,226.5	3,445.5	21.6	248.5	6,405.8	6,675.9		10,121.4						10,121.4
		計	14,841.5	2,928.9	17,770.4	153.5	305.4	7,258.7	7,717.6		25,488.0						25,488.0
西郷村	面積	針	1,091.45	28.91	1,120.36	6.87	1.51	101.34	109.72		1,230.08						
		広	119.45	10.27	129.72		4.78	2,556.80	2,561.58		2,691.30						
		計	1,210.90	39.18	1,250.08	6.87	6.29	2,658.14	2,671.30		3,921.38	13.91			488.64	502.55	4,423.93
	材積	針	280,839	7,099	287,938	1,088	218	16,228	17,534		305,472						305,472
		広	29,401	2,273	31,674	4	587	425,145	425,736		457,410				930	930	458,340
		計	310,240	9,372	319,612	1,092	805	441,373	443,270		762,882				930	930	763,812
	成長量	針	3,404.9	93.1	3,498.0	28.7	0.2	392.2	421.1		3,919.1						3,919.1
		広	318.9	19.1	338.0		0.4	449.8	450.2		788.2						788.2
		計	3,723.8	112.2	3,836.0	28.7	0.6	842.0	871.3		4,707.3						4,707.3

（注）　１．人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

２．複層林は下層木のみを対象とする。

（面積：ｈａ，材積：㎥、成長量：㎥／年）

市町村	区分		立木地								無立木地等					計
			人工林			天然林				計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計							
玉川村	面積	針	223.27	4.78	228.05	313.34		44.21	357.55	585.60						
		広	3.17	6.94	10.11	2.67		52.50	55.17	65.28						
		計	226.44	11.72	238.16	316.01		96.71	412.72	650.88	3.32			27.70	31.02	681.90
	材積	針	57,502	2,958	60,460	73,905		10,200	84,105	144,565						144,565
		広	843	708	1,551	420		4,531	4,951	6,502						6,502
		計	58,345	3,666	62,011	74,325		14,731	89,056	151,067						151,067
	成長量	針	795.1	45.7	840.8	816.6		86.0	902.6	1,743.4						1,743.4
		広	8.9	25.6	34.5	7.2		105.6	112.8	147.3						147.3
		計	804.0	71.3	875.3	823.8		191.6	1,015.4	1,890.7						1,890.7
平田村	面積	針	559.94	3.07	563.01	217.81	0.75	56.75	275.31	838.32						
		広	9.35	0.34	9.69	5.84	0.19	272.47	278.50	288.19						
		計	569.29	3.41	572.70	223.65	0.94	329.22	553.81	1,126.51	110.54			45.71	156.25	1,282.76
	材積	針	133,456	755	134,211	48,497	174	10,068	58,739	192,950						192,950
		広	1,747	84	1,831	523	44	24,452	25,019	26,850						26,850
		計	135,203	839	136,042	49,020	218	34,520	83,758	219,800						219,800
	成長量	針	2,076.7	7.6	2,084.3	615.4	2.0	150.3	767.7	2,852.0						2,852.0
		広	28.5	1.3	29.8	11.4	0.7	505.2	517.3	547.1						547.1
		計	2,105.2	8.9	2,114.1	626.8	2.7	655.5	1,285.0	3,399.1						3,399.1
古殿町	面積	針	4,314.33	77.49	4,391.82	37.84	3.12	34.56	75.52	4,467.34						
		広	236.16	39.53	275.69	28.56	6.53	775.48	810.57	1,086.26						
		計	4,550.49	117.02	4,667.51	66.40	9.65	810.04	886.09	5,553.60	261.80			340.81	602.61	6,156.21
	材積	針	1,094,709	21,578	1,116,287	5,013	375	7,033	12,421	1,128,708						1,128,708
		広	57,157	10,946	68,103	1,022	452	84,676	86,150	154,253						154,253
		計	1,151,866	32,524	1,184,390	6,035	827	91,709	98,571	1,282,961						1,282,961
	成長量	針	19,634.1	292.8	19,926.9	168.9	19.1	103.2	291.2	20,218.1						20,218.1
		広	701.5	141.5	843.0	55.3	12.2	1,598.3	1,665.8	2,508.8						2,508.8
		計	20,335.6	434.3	20,769.9	224.2	31.3	1,701.5	1,957.0	22,726.9						22,726.9
小野町	面積	針	531.99	35.06	567.05	4.22	0.66	17.63	22.51	589.56						
		広	54.87	12.40	67.27	0.42	0.29	270.49	271.20	338.47						
		計	586.86	47.46	634.32	4.64	0.95	288.12	293.71	928.03	14.70			27.93	42.63	970.66
	材積	針	133,093	10,157	143,250	797	198	4,011	5,006	148,256						148,256
		広	6,400	1,201	7,601	37	30	26,379	26,446	34,047						34,047
		計	139,493	11,358	150,851	834	228	30,390	31,452	182,303						182,303
	成長量	針	1,912.5	139.5	2,052.0	14.1	1.8	28.8	44.7	2,096.7						2,096.7
		広	74.2	14.0	88.2	0.6	0.4	519.9	520.9	609.1						609.1
		計	1,986.7	153.5	2,140.2	14.7	2.2	548.7	565.6	2,705.8						2,705.8
森林計画計	面積	針	28,280.04	3,015.49	31,295.53	1,826.68	201.65	5,659.25	7,687.58	38,983.11						
		広	3,572.03	1,823.59	5,395.62	335.41	605.83	41,608.79	42,550.03	47,945.65						
		計	31,852.07	4,839.08	36,691.15	2,162.09	807.48	47,268.04	50,237.61	86,928.76	879.51			4,098.01	4,977.52	91,906.28
	材積	針	7,613,343	826,250	8,439,593	426,712	43,021	1,102,372	1,572,105	10,011,698	261			415	676	10,012,374
		広	682,037	353,731	1,035,768	44,777	83,340	5,355,391	5,483,508	6,519,276				1,467	1,467	6,520,743
		計	8,295,380	1,179,981	9,475,361	471,489	126,361	6,457,763	7,055,613	16,530,974	261			1,882	2,143	16,533,117
	成長量	針	102,522.8	10,366.3	112,889.1	5,169.2	265.3	5,822.1	11,256.6	124,145.7	1.6				1.6	124,147.3
		広	8,527.3	4,328.5	12,855.8	759.0	602.0	33,158.1	34,519.1	47,374.9						47,374.9
		計	111,050.1	14,694.8	125,744.9	5,928.2	867.3	38,980.2	45,775.7	171,520.6	1.6				1.6	171,522.2

（注）　１．人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

　　２．複層林は下層木のみを対象とする。

（４）制限林の種類別面積

単位　面積:ha

区分		市町村											
		福島市		郡山市		白河市		須賀川市		二本松市		田村市	
保安林	水源かん養保安林		23,608.16		4,717.83		3,222.10		1,481.51		818.49		1,471.32
	土砂流出防備保安林		1,459.18		373.35		93.07		52.72				238.17
	土砂崩壊防備保安林		63.26		29.21						1.61		1.80
	飛砂防備保安林												
	防風保安林												
	水害防備保安林												
	潮害防備保安林												
	干害防備保安林				111.26								11.54
	防雪保安林												
	防霧保安林												
	なだれ防止保安林		99.34										
	落石防止保安林		4.65								1.80		
	防火保安林												
	魚つき保安林												
	航行目標保安林												
	保健保安林	(1,482.74)		(370.76)	105.03			(102.33)	2.36	(615.91)	166.54	(58.70)	98.56
	風致保安林												
	計	(1,482.74)	25,234.59	(370.76)	5,336.68		3,315.17	(102.33)	1,536.59	(615.91)	988.44	(58.70)	1,821.39
保安施設地区													
砂防指定地		(2,569.56)	162.65	(3.14)	22.16		9.86	(5.14)	2.25		7.35		2.51
国立公園	特別保護地区	(845.03)	8.99										
	第一種特別地域	(723.20)	1.50	(197.17)						(323.33)	0.24		
	第二種特別地域	(1,948.04)	0.63	(188.15)						(284.21)	0.28		
	第三種特別地域	(3,365.19)	46.02	(542.43)						(314.70)	943.94		
	地種区分未定地域												
	計	(6,881.46)	57.14	(927.75)						(922.24)	944.46		
国定公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
都道府県立自然公園	第一種特別地域												
	第二種特別地域									(35.13)	1.13	(127.76)	4.79
	第三種特別地域									(32.80)	14.26	(108.47)	62.22
	地種区分未定地域												
	計									(67.93)	15.39	(236.23)	67.01
原生自然環境保全地域													
自然環境保全地域特別地区													
都道府県自然環境保全地域特別地区		(110.60)		(43.77)	0.04								
鳥獣保護区特別保護地区													
緑地保全地区													
風致地区													
特別母樹林													
史跡名勝天然記念物		(234.39)								(262.64)			
種の保存法による管理地区													
その他													
合計		(11,278.75)	25,454.38	(1,345.42)	5,358.88		3,325.03	(107.47)	1,538.84	(1,868.72)	1,955.64	(294.93)	1,890.91

(注)（ ）は、他の制限林と重複する面積で外書。

単位　面積:ha

区分		市町村											
		伊達市		桑折町		川俣町		大玉村		天栄村		西郷村	
保安林	水源かん養保安林				377.39		528.72		948.57		10,406.11		1,293.93
	土砂流出防備保安林		513.15				103.95		25.16		870.98		2,396.23
	土砂崩壊防備保安林				22.54						6.54		
	飛砂防備保安林												
	防風保安林												
	水害防備保安林												
	潮害防備保安林												
	干害防備保安林						23.39						
	防雪保安林												
	防霧保安林												
	なだれ防止保安林												
	落石防止保安林												
	防火保安林												
	魚つき保安林												
	航行目標保安林												
	保健保安林									(494.16)	36.19	(615.79)	9.30
	風致保安林												
	計		513.15		399.93		656.06		973.73	(494.16)	11,319.82	(615.79)	3,699.46
保安施設地区													
砂防指定地									1.91	(191.25)	50.29	(19.27)	
国立公園	特別保護地区												
	第一種特別地域							(55.04)				(229.20)	
	第二種特別地域							(546.37)				(1,502.12)	4.15
	第三種特別地域							(346.09)	573.11				
	地種区分未定地域												
	計							(947.50)	573.11			(1,731.32)	4.15
国定公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
	計												
都道府県立自然公園	第一種特別地域									(12.38)			
	第二種特別地域									(240.51)	47.11		
	第三種特別地域	(209.57)								(1,812.91)	30.55		
	地種区分未定地域												
	計	(209.57)								(2,065.80)	77.66		
原生自然環境保全地域													
自然環境保全地域特別地区													
都道府県自然環境保全地域特別地区													
鳥獣保護区特別保護地区													
緑地保全地区													
風致地区													
特別母樹林													
史跡名勝天然記念物													
種の保存法による管理地区													
その他													
合計		(209.57)	513.15		399.93		656.06	(947.50)	1,548.75	(2,751.21)	11,447.77	(2,366.38)	3,703.61

(注)　(　)は、他の制限林と重複する面積で外書。

単位　面積:ha

市町村						合計	
平田村		古殿町		小野町			
保安林	水源かん養保安林				603.82		49,477.95
	土砂流出防備保安林		41.42		17.22		6,184.60
	土砂崩壊防備保安林				1.17		126.13
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						
	水害防備保安林						
	潮害防備保安林						
	干害防備保安林						146.19
	防雪保安林						
	防霧保安林						
	なだれ防止保安林						99.34
	落石防止保安林						6.45
	防火保安林						
	魚つき保安林						
	航行目標保安林						
	保健保安林	(41.42)	31.00			(3,781.81)	502.92
	風致保安林						
	計	(41.42)	72.42		622.21	(3,781.81)	56,543.58
保安施設地区							
砂防指定地			4.74			(2,788.36)	263.72
国立公園	特別保護地区					(845.03)	8.99
	第一種特別地域					(1,527.94)	1.74
	第二種特別地域					(4,468.89)	5.06
	第三種特別地域					(4,568.41)	1,563.07
	地種区分未定地域						
	計					(11,410.27)	1,578.86
国定公園	特別保護地区						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
	計						
都道府県立自然公園	第一種特別地域					(12.38)	
	第二種特別地域					(403.40)	53.03
	第三種特別地域			(86.03)	0.15	(2,249.78)	107.18
	地種区分未定地域						
	計			(86.03)	0.15	(2,665.56)	160.21
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区							
都道府県自然環境保全地域特別地区						(154.37)	0.04
鳥獣保護区特別保護地区							
緑地保全地区							
風致地区							
特別母樹林							
史跡名勝天然記念物			0.03			(497.03)	0.03
種の保存法による管理地区							
その他							
合計		(41.42)	77.19	(86.03)	622.36	(21,297.40)	58,546.44

(注)（ ）は、他の制限林と重複する面積で外書。

（５）樹種別材積表

樹種／林種	総　数	針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	クロマツ
総数	16,531	10,012	3,449	1,007	4,197	988	1
人工林	9,475	8,440	3,374	988	3,150	910	1
天然林	7,056	1,572	74	19	1,047	78	0

樹種／林種	モミ類	ツガ類	その他針葉樹	広葉樹計	ブナ	ナラ類	その他広葉樹
総数	34	38	298	6,519	1,030	937	4,552
人工林	7	0	9	1,036	1	9	1,026
天然林	27	38	289	5,484	1,029	928	3,526

（注）四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

（６）荒廃地等の面積

種　類		荒廃地	荒廃危険地
総　数		729	0
市町村別内訳	福島市	585	－
	二本松市	82	－
	伊達市	0	－
	本宮市	－	－
	桑折町	－	－
	国見町	－	－
	川俣町	0	－
	大玉村	13	－
	郡山市	24	－
	須賀川市	0	－
	田村市	1	－
	鏡石町	－	－
	天栄村	10	－
	石川町	－	－
	玉川村	0	－
	平田村	0	－
	浅川町	－	－
	古殿町	1	－
	三春町	－	－
	小野町	0	－
	白河市	4	－
	西郷村	8	－
	泉崎村	－	－
	中島村	－	－
	矢吹町	－	－

（７）森林の被害

単位　面積：ha

種　類	生物の害					森林火災					その他の害				
年　度	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5
総　数	2	0	19	1	－	－	－	－	－	－	1	－	9	10	－

3　林業の動向

（1）森林組合及び生産森林組合の現況

単位　員数：人　金額：千円　面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有（又は組合経営）森林面積	備考
総数		6組合	27,417	119	698,819	106,426	
森林組合	福島市	福島県北	8,522	22	182,468	25,959	
	二本松市	塩沢	189	−	3,596	101	
	郡山市	郡山市	2,636	8	64,926	23,306	
	小野町	ふくしま中央	8,508	30	279,058	36,454	
	田村市	田村	4,273	49	142,726	11,060	
	白河市	西白河地方	3,289	10	26,045	9,546	
総数		4生産組合	361	−	11,078	327	
生産森林組合	福島市	青木	242	−	300	171	
	伊達市	月館	19	−	1,833	23	
		御代田	39	−	2,106	70	
	川俣町	太郎坊山	61	−	6,839	63	

（注）「福島県資料」による。

（２）林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分		林業経営体	素材生産業	木材卸売業（うち素材市売市場）	木材・木製品製造業		その他
					製造業	その他	
総数		27	103	77 (3)	28	4	
市町村別内訳	福島市	3	13	9 (1)	1	－	
	二本松市	1	5	2	4	－	
	伊達市	1	5	4 (1)	1	－	
	本宮市	－	1	2	1	－	
	桑折町	－	1	1	－	－	
	国見町	－	－	－	－	1	
	川俣町	－	3	2	－	－	
	大玉村	1	3	－	1	－	
	郡山市	3	23	28 (1)	5	2	
	須賀川市	4	4	4	2	－	
	田村市	2	11	4	1	－	
	鏡石町	－	2	1	－	－	
	天栄村	1	1	－	1	－	
	石川町	1	3	2	－	－	
	玉川村	－	－	－	1	－	
	平田村	1	6	－	1	－	
	浅川町	－	－	1	－	－	
	古殿町	3	7	1	2	－	
	三春町	－	2	4	1	－	
	小野町	3	1	－	3	－	
	白河市	2	9	7	1	1	
	西郷村	1	2	3	1	－	
	泉崎村	－	－	－	－	－	
	中島村	－	－	1	－	－	
	矢吹町	－	1	1	1	－	

（注）「福島県資料」による。

（３）林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位　人数：人

調 査 年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
労働者数	584	917	870	828

（注）総務省統計局「国勢調査報告書」及び「福島県資料」による。

（４）林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

集材機	ハーベスタ	タワーヤーダ	スイングヤーダ	フォワーダ
2	23	1	5	62

プロセッサ	スキッダ	フェラーバンチャ	林内作業車	その他
34	8	5	55	68

（注）「福島県資料」による。

（５）作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は456kmで林道密度は５m/haとなっている。

なお、当計画においては、20.5kmの林業専用道開設及び6.2kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4　前期計画の実行状況

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位　材積：千㎥　実行歩合：％

区　分	伐採立木材積								
	計　画			実　行			実行歩合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総　数	1,445	892	553	907	532	374	219	202	70
針葉樹	1,398	851	547	832	472	360	60	55	66
広葉樹	47	41	6	75	60	15	160	146	250

（注）四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

（2）間伐面積

単位　面積：ha　実行歩合：％

計　画	実　行	実行歩合
6,119	2,423	40

（3）人工造林及び天然更新別面積

総　数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,437	799	33	2,379	751	32	58	48	83

（4）林道の開設及び拡張の数量

区　分		開設延長			拡張箇所（路線数）		
		計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網		157,050	4,820	3	35	9	26
	うち林業専用道	157,050	4,714	3	2	2	100

（５）保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア　保安林の種類別面積

単位　面積：ha　実行歩合：％

種　類	指　定			解　除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総　数	1,714.37	117.21	7	－	5.56	－
水源かん養保安林	1,663.86	106.86	6	－	5.56	－
土砂流出防備保安林	50.51	10.35	20	－	－	－
保　健　保　安　林	－	－	－	－	－	－

イ　保安施設地区の面積

該当なし。

ウ　治山事業の数量

単位　実行歩合：％

種　類	治山事業施行地区数		
	計　画	実　行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	67	13	19
地すべり事業	－	－	－

5　林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位　面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合　計
0.00	1.16	0.30	0.52	32.62	34.60

（2）森林以外より森林への異動

単位　面積：ha

原　野	農用地	その他	合　計
0.00	1.14	139.47	140.61

6　森林資源の推移

（１）分期別伐採立木材積等

単位　面積：ha　材積：千㎥

分期			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	総数	総数	1,508	1,475	1,352	1,168	1,075	1,007	912	908
		針葉樹	1,460	1,430	1,307	1,129	1,038	970	878	875
		広葉樹	47	45	45	39	38	37	33	33
	主伐	総数	745	713	760	660	660	660	610	610
		針葉樹	710	680	724	629	629	629	581	581
		広葉樹	35	33	36	31	31	31	29	29
	間伐	総数	763	762	592	508	415	347	302	298
		針葉樹	751	750	583	500	408	341	297	293
		広葉樹	13	13	10	8	7	6	5	5
造林面積	総数		4,504	3,149	2,685	2,283	2,130	2,112	1,998	1,957
	人工造林		2,554	2,918	2,521	2,104	1,959	1,942	1,835	1,797
	天然更新		1,951	231	164	178	171	170	162	160

（注）単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

（２）分期別期首資源表

単位　面積:ha　材積:千m³

区分			面積 総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11・12齢級	13・14齢級	15齢級以上	材積
第Ⅰ分期	総数		86,929	1,403	1,334	2,289	4,293	10,759	17,595	12,606	36,650	16,531
	人工林	総数	36,691	1,305	1,097	784	2,167	8,396	12,125	8,707	2,111	9,475
		育成単層林	31,852	1,056	890	720	2,062	7,696	10,248	7,726	1,454	8,295
		育成複層林	4,839	249	208	63	105	700	1,877	981	657	1,180
	天然林	総数	50,238	98	237	1,505	2,126	2,363	5,470	3,900	34,539	7,056
		育成単層林	2,162	6	34	195	291	488	750	328	70	471
		育成複層林	807	0	5	12	7	42	232	50	459	126
		天然生林	47,268	92	198	1,299	1,828	1,833	4,488	3,521	34,010	6,458
第Ⅲ分期	総数		88,263	7,594	1,402	1,326	2,274	4,240	9,113	14,960	47,354	16,220
	人工林	総数	36,097	5,602	1,305	1,090	777	2,114	6,750	9,518	8,941	8,763
		育成単層林	25,321	3,161	1,056	883	714	2,012	6,149	7,797	3,549	6,147
		育成複層林	10,776	2,442	249	207	63	101	601	1,721	5,392	2,616
	天然林	総数	52,165	1,992	97	235	1,497	2,126	2,363	5,442	38,413	7,458
		育成単層林	2,198	130	6	34	111	291	488	744	393	314
		育成複層林	838	30	0	5	12	7	42	232	509	120
		天然生林	49,130	1,831	91	196	1,374	1,828	1,833	4,466	37,511	7,024
第Ⅴ分期	総数		88,560	4,967	7,591	1,401	1,325	2,240	3,886	7,994	59,155	16,010
	人工林	総数	36,188	4,625	5,602	1,305	1,090	747	1,765	5,637	15,416	8,217
		育成単層林	24,298	4,577	3,161	1,056	883	686	1,685	5,103	7,148	5,517
		育成複層林	11,890	48	2,442	249	207	61	81	534	8,268	2,700
	天然林	総数	52,372	342	1,989	96	235	1,493	2,120	2,357	43,739	7,793
		育成単層林	1,754	71	130	6	34	111	290	0	1,112	261
		育成複層林	1,081	243	30	0	5	12	7	42	741	161
		天然生林	49,537	28	1,828	90	196	1,371	1,823	2,315	41,885	7,371
第Ⅶ分期	総数		88,577	4,242	4,967	7,586	1,401	1,271	2,108	3,578	63,424	15,929
	人工林	総数	35,997	3,901	4,625	5,602	1,305	1,036	619	1,463	17,446	7,888
		育成単層林	23,386	2,933	4,577	3,161	1,056	832	566	1,400	8,860	5,124
		育成複層林	12,612	967	48	2,442	249	204	53	62	8,586	2,764
	天然林	総数	52,579	341	342	1,984	96	234	1,489	2,115	45,978	8,041
		育成単層林	594	80	71	130	6	34	110	163	0	91
		育成複層林	1,286	205	243	30	0	5	12	7	783	197
		天然生林	50,699	55	28	1,824	90	195	1,367	1,944	45,195	7,753
第Ⅸ分期	総数		88,628	3,954	4,241	4,966	7,581	1,350	1,082	1,993	63,459	16,014
	人工林	総数	35,856	3,632	3,901	4,625	5,602	1,254	849	507	15,485	7,789
		育成単層林	22,375	3,560	2,933	4,577	3,161	1,008	656	461	6,019	4,860
		育成複層林	13,481	73	967	48	2,442	246	193	47	9,466	2,928
	天然林	総数	52,772	322	341	341	1,979	96	234	1,486	47,975	8,226
		育成単層林	496	66	80	70	130	6	34	110	0	77
		育成複層林	1,477	191	205	243	30	0	5	12	790	230
		天然生林	50,799	65	55	28	1,819	90	195	1,364	47,184	7,918

（注）１齢級を５年とし、アラビア数字を用い１年生から５年生までを１齢級、６年生から１０年生までを２齢級、以下順次３、４齢級とする。

7 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）　317 千m³